

田原市国土強靱化地域計画

愛知県田原市

〈目次〉

第1章 国土強靱化の基本的考え方	2
第1節 国土強靱化の理念	2
第2節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	2
第3節 計画の位置付け等	3
第4節 対象とする区域	4
第5節 計画策定の進め方	4
第2章 脆弱性評価	5
第1節 地域特性	5
第2節 想定するリスク	7
第3節 事前に備えるべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	15
第4節 評価の実施手順	16
第5節 脆弱性評価結果	16
第3章 国土強靱化の推進方針	18
第4章 計画の推進と不断の見直し	52
第1節 地域計画の進捗管理	52
第2節 地域計画の不断の見直し	53
第3節 他の計画等の必要な見直し	54
(別紙)	
1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	55
2 田原市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱	90
3 田原市国土強靱化地域計画検討委員会委員名簿	91
4 田原市国土強靱化地域計画策定検討経緯	92

は じ め に

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、それまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波の発生により未曾有の被害をもたらした。一方で、近い将来、発生が懸念されている南海トラフを震源とする大規模地震や首都直下地震等は、東日本大震災以上に広域にわたり甚大な被害が発生することが想定されている。さらに地球温暖化の進行に伴う大雨の頻度増加、大型化する台風の増加も予測されており、これにより水害、土砂災害、高潮災害等の頻発、激甚化も懸念されている。

本市においても南海トラフ地震の発生を始めとする大規模自然災害の発生が危惧されており、これまで「犠牲者ゼロ」を目指し、『できることから一步一步着実に』をスローガンとして、地域防災計画の見直し、「地震・津波防災戦略（緊急地震・津波対策5箇年計画）」の策定、建物の耐震化、防災訓練の実施など、ソフト事業を中心に防災対策に取り組んできたところである。

国においては、平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。また、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が平成26年6月3日に閣議決定され、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めている。一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者など関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠である。愛知県においては、南海トラフをはじめとする大規模自然災害から人命・財産と県民生活及び地域産業を守るとともに、社会経済活動の確実な維持等を目的とした「愛知県地域強靱化計画（拡充案）」が平成28年3月に策定された。

こうした動向を踏まえ、本市においても、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続けられる「強靱な地域」をつくりあげるため、本市の強靱化に関する指針となる「田原市国土強靱化地域計画」

（以下「地域計画」という。）を策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進する。

第1章 国土強靱化の基本的考え方

第1節 国土強靱化の理念

本市では、地理的・地形的な特性から多くの災害が予想されている。しかし、災害を迎え撃つ社会の在り方によって、被害の状況は大きく異なるものとなる。大地震等の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。

東日本大震災等から得られた教訓を踏まえれば、起きてはならない最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり施策・産業施策も含めた総合的な対応が必要である。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとする。

第2節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

第1節の国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりを、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 国土強靱化の取組姿勢

- (1) 本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたる。
- (2) 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- (3) 地域間の連携強化とともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ。

2 適切な施策の組み合わせ

- (1) 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等ハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- (2) 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- (3) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

- (1) 人口の減少等に起因する市民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財源を含め限られた資源の中で、施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図る。
- (2) 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- (3) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- (4) 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- (1) 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- (2) 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- (3) 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3節 計画の位置付け等

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地域防災計画を始めとする本市における様々な分野の計画等の指針となるもので、国の国土強靱化基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

地域計画の策定にあたっては、基本計画との調和を保ちつつ、本市が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について重点化・優先順位付けを行う。

また、2040年（平成52年）までの期間に取り組むべき施策の大きな方向性を示すことにより、「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組との調和・

連携を図り、施策の効果を最大限に発揮させることができるよう留意する。

第4節 対象とする区域

本計画は、市域内の住民、通勤通学者や観光客といった来訪者の生命・身体・財産の保護、住民生活、経済活動に与える被害等の最小化を図るものであることから、対象区域は市全域とする。

ただし、大規模地震等の広域災害が発生した場合等、広域連携が必要となる状況が生じる可能性を踏まえて、国や県、市域外の自治体等との連携・協力を考慮した内容とする。

第5節 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定した。

■ 計画策定の手順

- STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定
- STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討、強靱化施策分野の設定
- STEP4 リスクへの対応方策の検討
- STEP5 対応方策について重点化、優先順位付け

なお、国土強靱化の取組の推進に当たっては、災害時だけでなく、平時においても利活用等が図られ、地域住民にとっての利便性の増進が期待できるかという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点について留意する。

第2章 脆弱性評価

第1節 地域特性

1 地勢

田原市は、愛知県の南端、渥美半島に位置し、東西約30km、南北約10kmで、北は風光明媚な三河湾、南は勇壮な太平洋、西は伊勢志摩を臨む伊勢湾と三方を海に囲まれ、海岸延長は約100キロメートルにおよび、唯一、東側を陸続きに豊橋市と接している。市の北東部から南西部にかけて蔵王山、大山を始めとする標高300m前後の蔵王山地、大山山地が縦走している。



位置：東経137度16分00秒

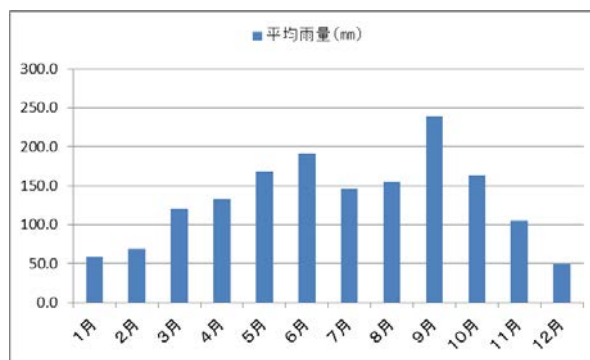
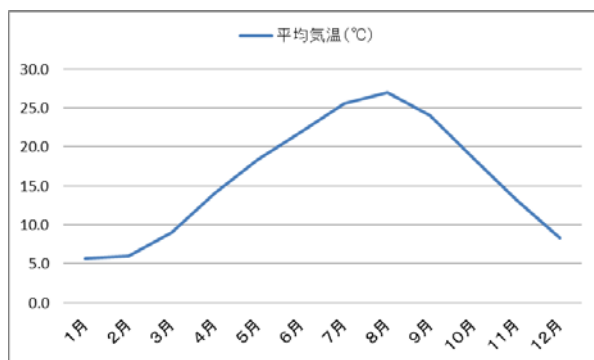
北緯34度39分56秒

行政面積：191.12平方キロメートル

市の南部のいくつかの段丘面には、複合した洪積台地が分布している。太平洋岸は赤羽根漁港付近及び堀切地区から日出地区を除いて標高10m以上の崖が続いている。市街地中央～東部にかけての汐川沿い、今池川及び芦ヶ池周辺の低地、池尻川沿い、精進川沿い、今堀川沿い、免々田川沿い、天白川沿いには沖積平野が発達している。田原市北東部の海岸沿いには砂州が発達していたが、現在は埋め立てによってその形は残存していない。渥美半島西端の西ノ浜から立馬崎にかけては現在も広範囲にわたって砂州が広がっている。

2 気候

田原市は、太平洋の黒潮の影響で、年間を通じて温暖な気候である。夏季は温暖な東南季節風が設楽山岳地帯の冷たい上昇気流により冷却されて市内の雨量を増やし、冬季は反対に北西季節風が山岳地帯に降雨をもたらす、市内の雨量は少ない。初夏の5月頃から8月にかけて太平洋上から南風、南東風が送られ、湿度も85%程度まで上昇して蒸し暑い日が続く。秋に入ってから翌年の3月までは、南よりの風は弱小となり、これに代わって北西、西北西の季節風が急激に吹きつづき、湿度も65%位に低下して乾燥状態となる。年間平均風速は4 m/s前後であるが、冬季になれば風速10m/s程度の風は珍しくない。



※出典：気象庁「過去の気象データ（1981-2010年の30年間の観測値の平均をもとに算出）」

3 社会経済的特性

田原市の人口は、トヨタ自動車株式会社田原工場が操業開始後の1980年（昭和55年）の60,581人から増加を続け、2005年（平成17年）には66,390人となった。平成22年の65歳以上人口は、14,224人（構成比22.2パーセント）と全国平均並みとなっている。

田原市の人口の詳細（国勢調査）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	60,581	63,769	64,978	65,243	65,534	66,390	64,119
0歳から14歳（年齢別）	14,200	14,340	13,264	12,261	10,893	9,550	8,788
構成比（年齢別）	23.4	22.5	20.4	18.8	16.6	14.4	13.7
15歳から64歳（年齢別）	39,045	41,107	42,299	41,927	42,235	43,386	41,005
構成比（年齢別）	64.5	64.5	65.1	64.3	64.4	65.4	64.0
65歳以上（年齢別）	7,336	8,332	9,397	11,055	12,402	13,210	14,224
構成比（年齢別）	12.1	13.1	14.5	16.9	18.9	19.9	22.2
世帯数	14,952	16,443	17,471	17,914	19,362	21,761	21,145
世帯当たり人数	4.05	3.88	3.72	3.64	3.38	3.05	3.03

産業別就業者の割合（平成22年国勢調査）は、第1次産業が28.2%、第2次産業が26.0%、第3次産業が38.3%となっている。

農業は、昭和43年の豊川用水全面通水以来、飛躍的な発展を遂げ、農業産出額は、全国市町村第1位の724億円（平成18年）であり、電照菊・ガーベラなどの花き、キャベツ・ブロッコリーなどの野菜、肉用牛・豚などを中心に、いずれも収益性の高い農業が営まれている。

工業は、昭和39年の東三河工業整備特別地域の指定を契機に埋立造成が進められた三河港田原臨海部に集積されており、製造品出荷額等は、都道府県第1位の愛知県の中で第3位の1兆9,025億円（平成25年工業統計調査）と全国でも有数の地域で、そのうちの大部分を輸送機械製造業が占めており、世界第4位の自動車港湾の一翼を担っている。

観光は、風光明媚な伊良湖岬を始めとして、三河湾や太平洋を一望できる蔵王山展望台、サーフィン客で賑わう大石海岸（太平洋ロングビーチ）、サンテパーク田原など、半島という地理的特性と海・山の自然、歴史資源など観光資源が数多く分布しており、市内観光施設利用者は年間313万人（平成25年）に達している。

このほか、水産業など個性豊かな産業、渥美半島という生活圏を対象とする商業などもあり、バランスの取れた地域となっている。

第2節 想定するリスク

1 過去の災害

(1) 風水害

名称	年月日	市内の主な被害	備考
台風13号	昭和28年9月25日 (1953)	高潮被害沿岸部で甚大、県下において死者75名、負傷者623名、家屋全壊6,769戸、浸水90,000戸	
伊勢湾台風	昭和34年9月26日 (1959)	死者1名、重軽傷者60名、住家の全壊240戸、住家の半壊浸水581戸、非住家全半壊1,979棟、田畑の被害478ha、その他公共建物、堤防、船舶、橋、道路など被害額23億円	
東三河集中豪雨	昭和41年10月12日 (1966)	被害総数4,296戸22,087名、死者1名、重傷1名、軽傷9名、住家の流失16戸67名、半壊6戸31名、床上浸水1,923戸10,239名、床下浸水2,343戸11,714名、住宅の一部損壊8戸、非住家の被害72棟、田畑の被害、流失、埋没、冠水1,032ha、道路210か所、橋梁15か所、堤防86か所、その他127か所 被害総額24億5万4,000円	
台風18号	平成21年10月8日 (2009)	強風と高潮による越水などにより、住家の全壊1戸7名、一部損壊186戸651名、床上浸水46戸106名、床下浸水90戸169名、非住家の損壊129棟、浸水被害100棟、田畑の被害2,943.6ha、道路282か所、河川越水4か所、港湾・漁港2か所、農作物など被害額46億8,622万円	三河港では高潮による潮位の急激な変化により、港湾施設の被害発生

(2) 地震災害

名称	年月日	震度	津波の高さ(m)	市内の主な被害
宝永地震	宝永4年10月4日 (1707. 10. 28)	6～7	田原 4～5	田原領家屋全壊1400棟、半壊150棟 野田郷全壊129棟、半壊86棟 汐川の堤防崩壊、海新田の堤防破壊
安政東海地震	安政元年11月4日 (1854. 12. 23)	6	田原 3～4 赤羽根 6～10 渥美 3～4	田原家屋倒壊多し 田原城中の住居残らず大破 田原城大破 津波により、橋・堤に損傷
昭和東南海地震	昭和19年12月7日 (1944)	5～6	0.5	旧田原町で死者2名、負傷者1名、全壊55棟、半壊224棟 旧赤羽根村で死者3名、全壊62棟、半壊214棟 旧野田村で全壊23棟、半壊60棟 旧福江町で死者1名、負傷者1名、全壊155棟、半壊336棟 旧泉村で負傷者1名、全壊45棟、半壊12棟 田地や埋立地で泥水噴出

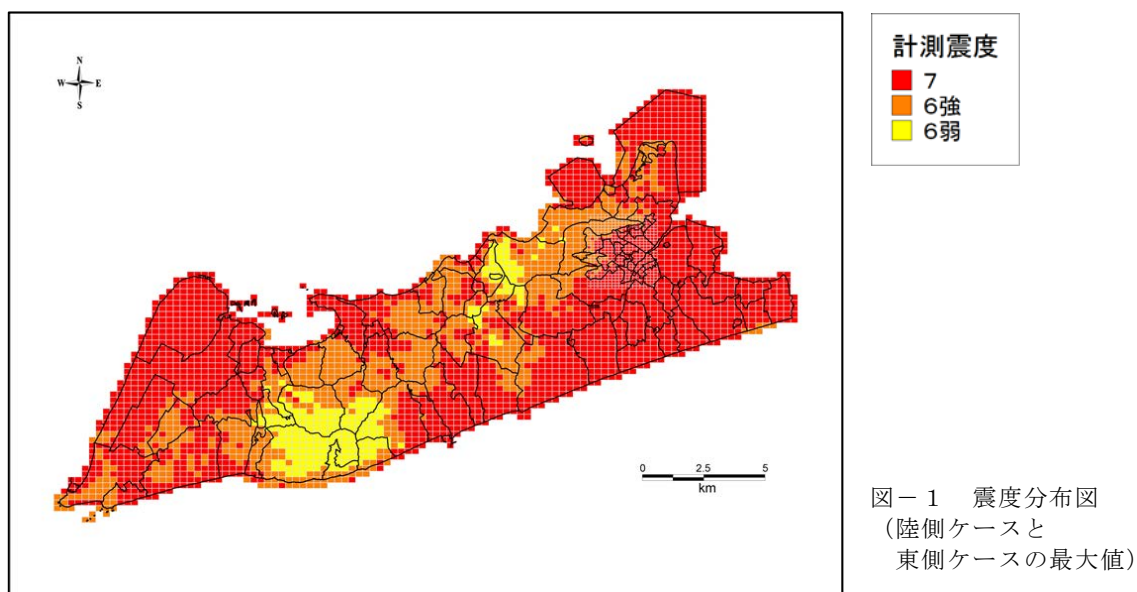
2 南海トラフ地震被害予測

田原市は、愛知県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月公表）」の「理論上最大想定モデル」の地震について、平成26年度に市における詳細な被害予測を行った。

結果については次のとおりである。

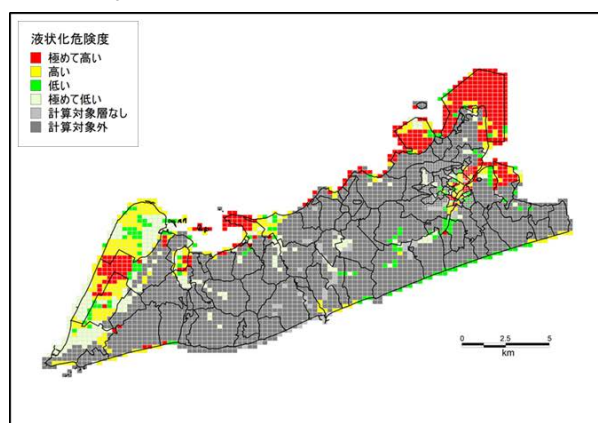
(1) 震度分布

最大値を採用した場合の震度分布では、市の平野の大部分で震度7が想定される。



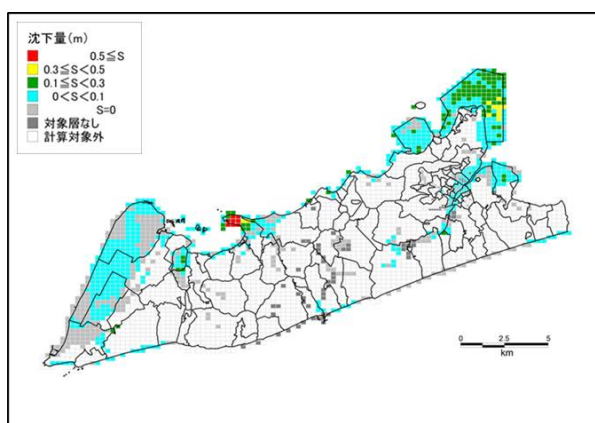
(2) 液状化危険度

埋立地や砂州、川沿いの低地等において、液状化の危険度が高くなっている。



図－2 液状化危険度

(陸側ケースと東側ケースの最大値)

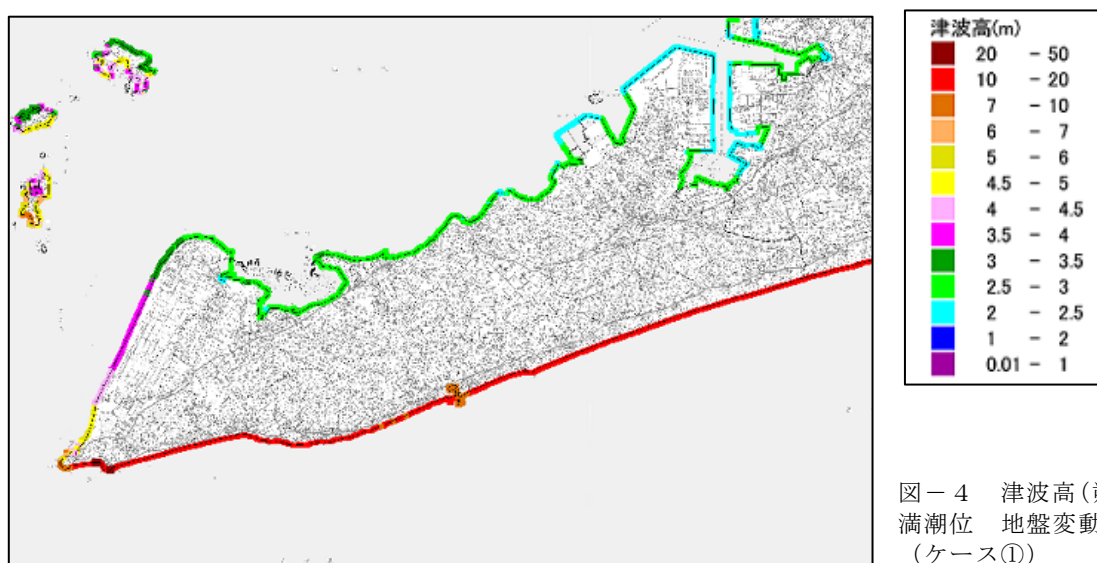


図－3 液状化に伴う沈下量

(陸側ケース)

(3) 沿岸津波高

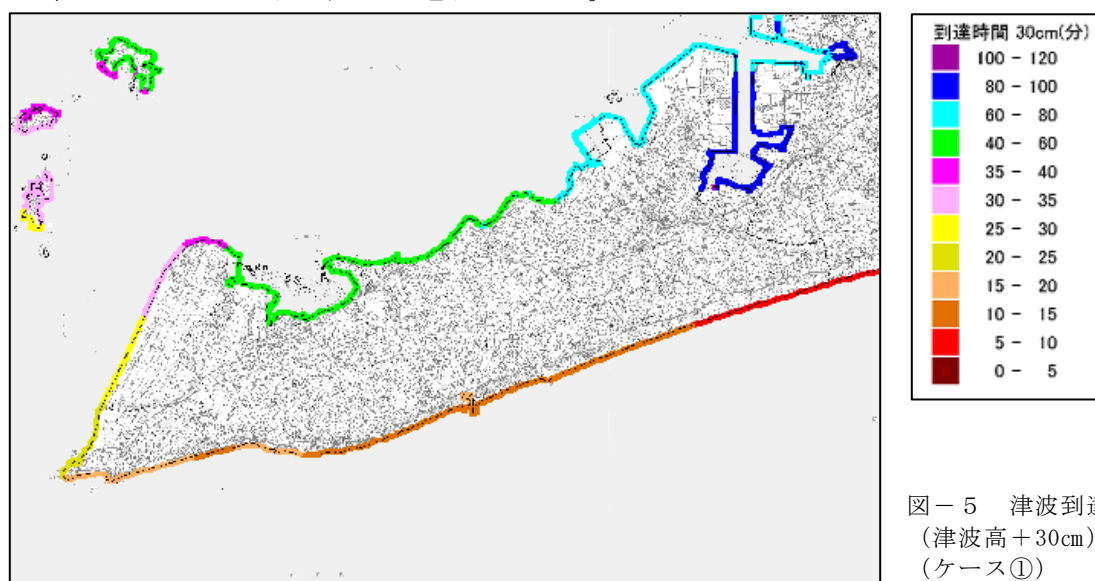
田原市沿岸の津波高さは、三河湾内では、おおむね3～4 m程度であるが、遠州灘側では10～20mであり、日出の石門付近では21mにも達する地点がある。



図－4 津波高(朔望平均満潮位 地盤変動量考慮)
(ケース①)

(4) 沿岸津波の到達時間

沿岸に津波高（+30cm）の津波が到達する時間は、遠州灘側では、発災後約6分で津波が押し寄せるが、三河湾側では、発災後30分～1時間以上経過してから到達すると想定される。



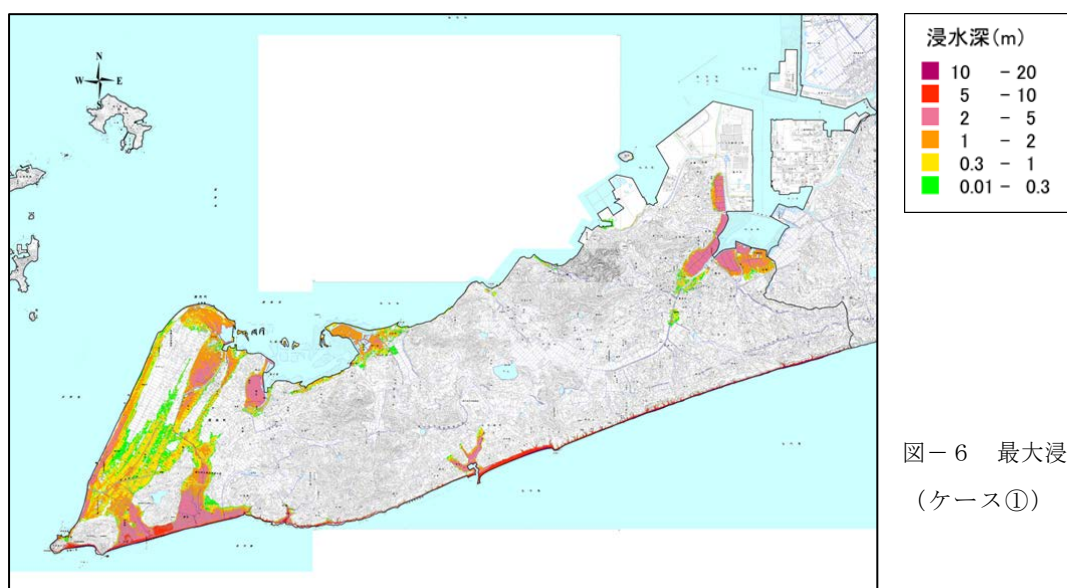
図－5 津波到達時間
(津波高+30cm)
(ケース①)

(5) 最大浸水深分布

汐川河口の低地部や渥美半島西端の低平地では、広い範囲にわたって浸水する。1 cm以上浸水する面積は、最大で3,138haが想定される。

津波ケース①における浸水深別面積 (ha)

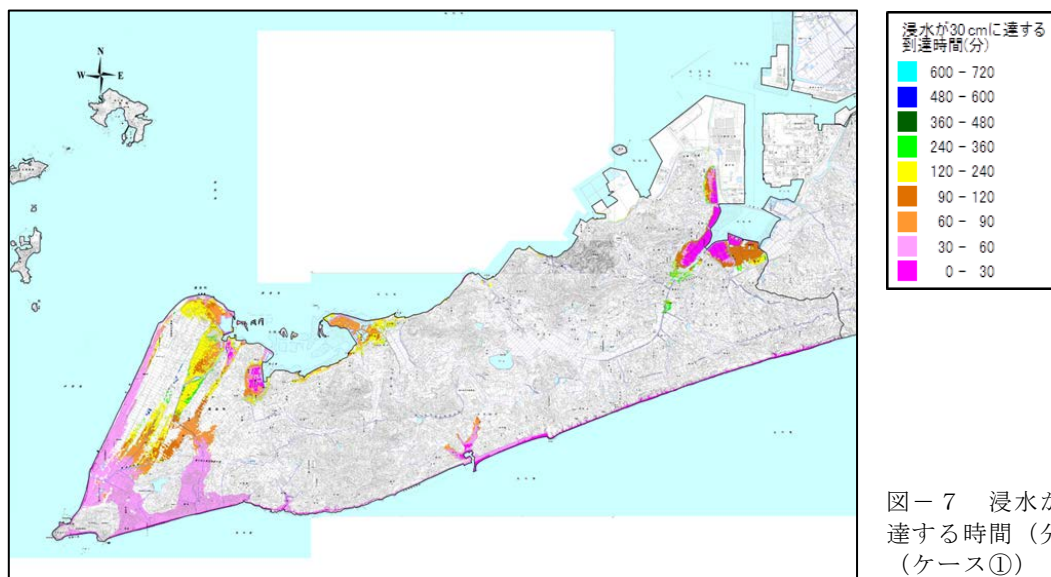
浸水深	10m以上	5 m以上	2 m以上	1 m以上	30cm以上	1 cm 以上
面積	59	199	1,035	1,830	2,747	3,138



図－6 最大浸水深分布
(ケース①)

(6) 浸水が30cmに達する時間

遠州灘側は、発災後数分で津波が到達するため、陸域での浸水も早くから発生する。一方、三河湾側でも、汐川河口部では、発災後20分以内に30 cm以上の浸水深に達すると想定される。



※設定条件：潮位は朔望平均満潮位（T.P. 1.0m）、堤防（土堰堤）は地盤の液状化等の影響により最大75%沈下

(7) 建物被害（全壊・焼失棟数）

想定地震の区分	愛知県		田原市	
	過去地震 最大モデル (冬夕)	理論上最大想定モデル		
		(冬早朝) 地震：東側ケース 津波：ケース①	(冬夕) 陸側ケース ケース①	(冬夕) 東側ケース ケース①
建物棟数	30,010 棟		30,031 棟	
堤防等の条件 (土堰堤)	被災する (50%又は 75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)
揺れによる全壊	約 4,200 棟	約 9,700 棟	9,777 棟	10,279 棟
液状化による全壊	約 60 棟	約 60 棟	13 棟	13 棟
浸水・津波による全壊	約 100 棟	約 800 棟	548 棟	817 棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約 40 棟	約 50 棟	51 棟	36 棟
地震火災による焼失	約 800 棟	約 1,100 棟	1,507 棟	1,278 棟
合 計	約 5,200 棟	約 12,000 棟	11,897 棟	12,423 棟

(8) 人的被害（死者数）

想定地震の区分	愛知県		田原市	
	過去地震 最大モデル (冬夕)	理論上最大想定モデル		
		(冬早朝) 地震：東側ケース 津波：ケース①	(冬早朝) 陸側ケース ケース①	(冬早朝) 東側ケース ケース①
堤防等の条件 (土堰堤)	被災する (50%又は 75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)	被災する (75%沈下)
建物倒壊等による死者	約 200 人	約 500 人	530 人	549 人
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	約 10 人	約 40 人	36 人	40 人
浸水・津波による死者	約 100 人	約 900 人	988 人	893 人
(うち自力脱出困難)	約 70 人	約 200 人	267 人	145 人
(うち逃げ遅れ)	約 40 人	約 700 人	721 人	748 人
急傾斜地崩壊等による死者	*	*	4 人	3 人
地震火災による死者	*	約 40 人	50 人	43 人
死者数合計	約 300 人	約 1,500 人	1,571 人	1,487 人

(9) ライフライン被害

項目			愛知県	田原市	
			過去地震 最大モデル	陸側ケース	東側ケース
上水道 給水人口 約 64,000 人	断水人口	直後		約 64,000 人	約 64,000 人
		1 日後	約 63,000 人	約 63,000 人	約 63,000 人
		1 週間後		約 47,000 人	約 47,000 人
		1 か月後		約 19,000 人	約 17,000 人
下水道※1 処理人口 約 31,000 人	機能支障人口	直後		約 6,700 人	約 6,600 人
		1 日後	約 26,000 人	約 22,000 人	約 22,000 人
		1 週間後		約 4,500 人	約 4,300 人
		1 か月後		約 1,600 人	約 80 人
電力 需要家数 約 43,000 戸	停電軒数	直後		約 38,000 戸	約 38,000 戸
		1 日後	約 35,000 戸	約 35,000 戸	約 35,000 戸
		1 週間後		約 3,400 戸	約 3,100 戸
		1 か月後		約 2,700 戸	約 2,200 戸
通信【固定電話】 回線数 約 13,000 戸	不通回線数	直後		約 11,000 戸	約 11,000 戸
		1 日後	約 10,000 戸	約 11,000 戸	約 11,000 戸
		1 週間後		約 2,600 戸	約 2,300 戸
		1 か月後		約 1,200 戸	約 1,100 戸
通信【携帯電話】	停波基地局率	直後		17%	14%
		1 日後	82%	84%	83%
		1 週間後		23%	20%
		1 か月後		21%	18%
ガス【都市ガス】 需要家数※2 約 200 戸	復旧対象戸数	直後		約 130 戸	約 60 戸
		1 日後	約 200 戸	約 130 戸	約 60 戸
		1 週間後		約 140 戸	約 50 戸
		1 か月後		約 40 戸	約 20 戸
ガス【LPガス】 需要世帯数※2 約 18,000 世帯	機能支障世帯		約 7,200 世帯	約 10,000 世帯	約 10,000 世帯

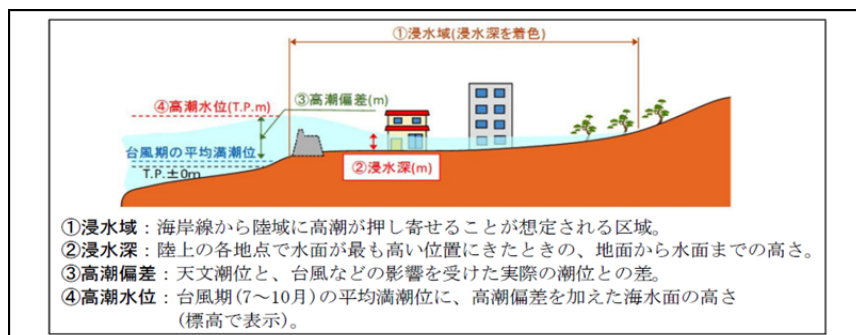
※1 田原市では、公共下水道（全処理人口約31,000人）に加え、農業集落排水処理及びコミュニティプラント（合計処理人口約28,000人）を整備済であるが、公共下水道以外は、被害量や復旧を想定するための手法やデータがないため、農業集落排水処理等の被害量及び復旧の想定は行っていない。

※2 都市ガス及びLPガスの全需要家数は、平成24年1月1日時点である。

3 高潮浸水想定

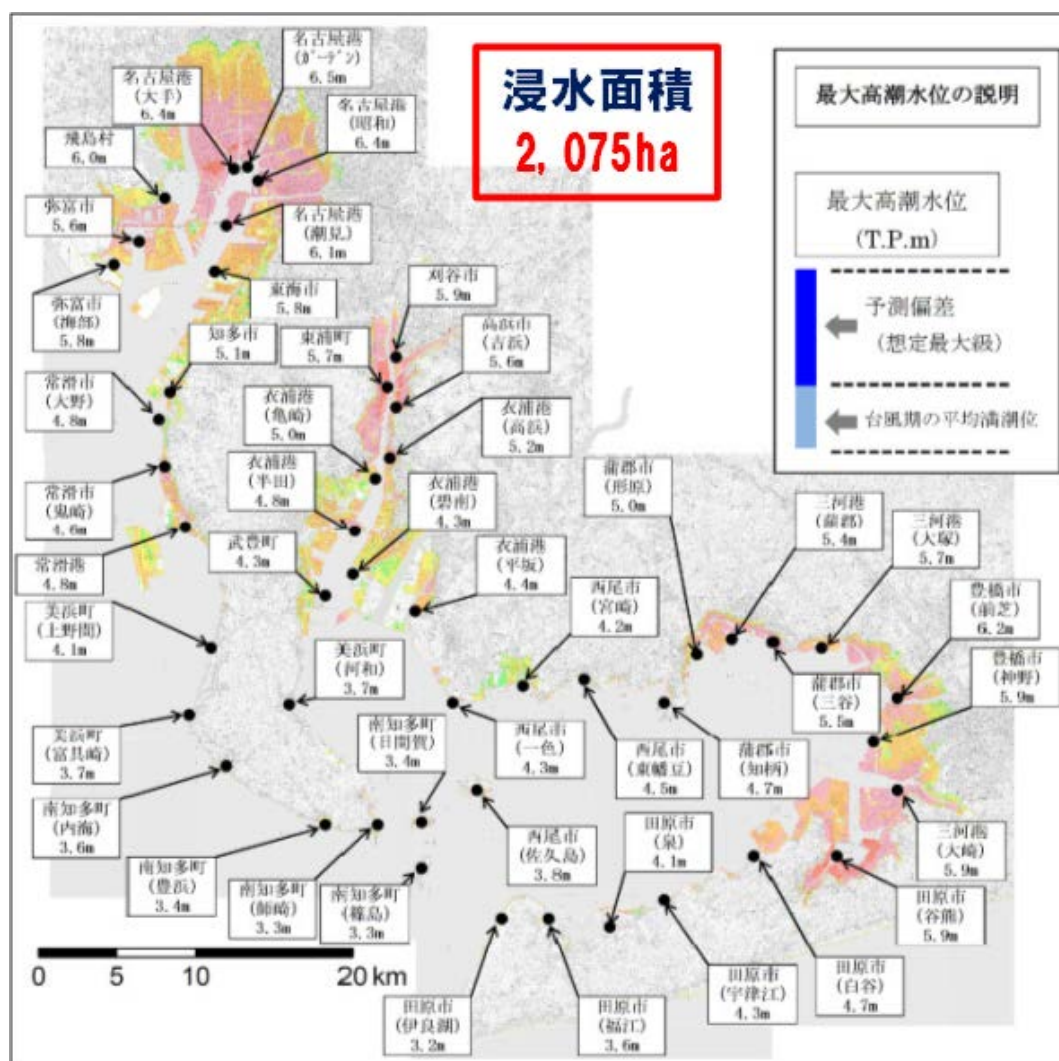
愛知県を始めこの地域では、昭和28年の台風13号、昭和34年の台風15号（伊勢湾台風）、平成21年10月の台風18号の高潮により大きな被害を受けた。

これらを踏まえ愛知県が実施した高潮浸水想定（平成26年11月公表）は、次のとおりである。

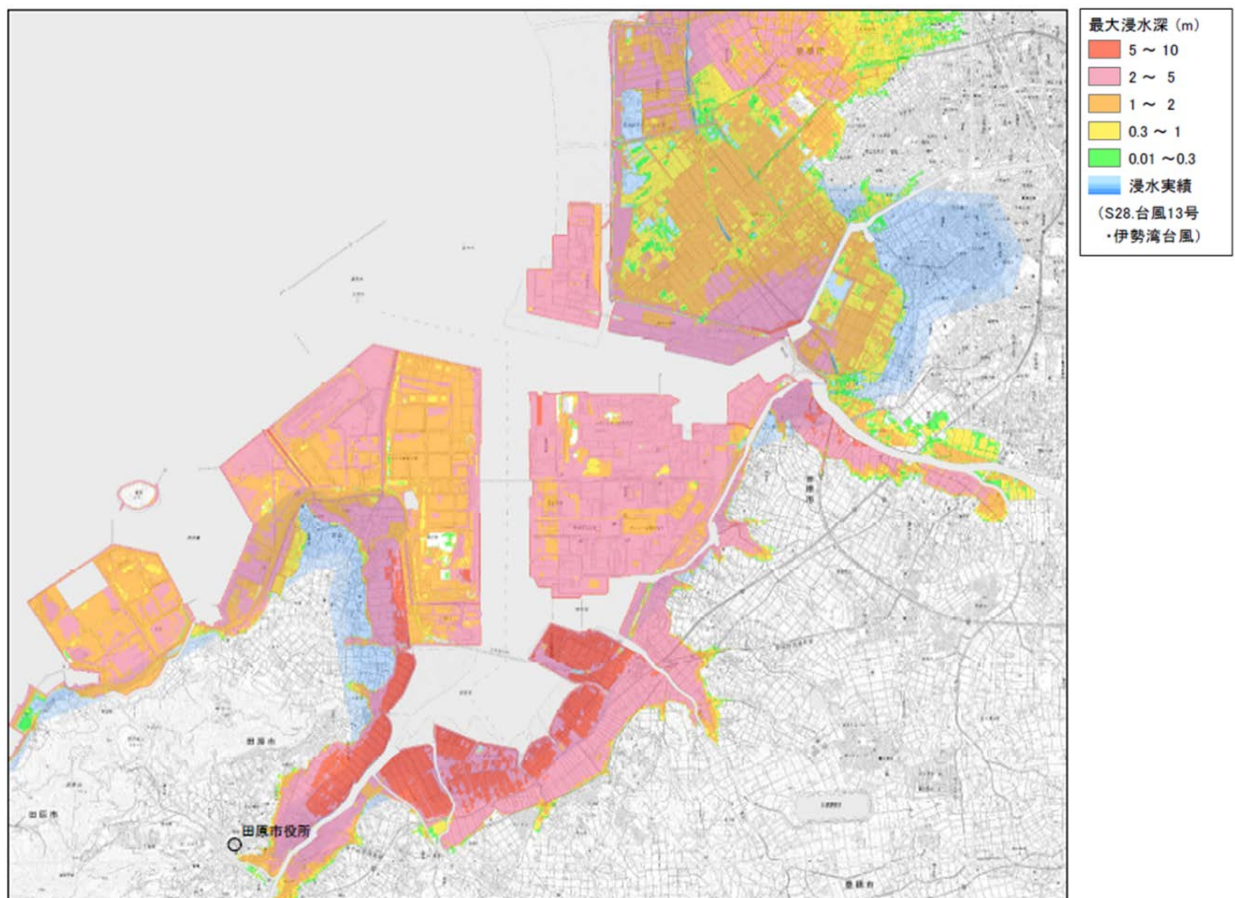


検討ケース：
 伊勢湾台風を越える日本に上陸した既往最大規模の台風（室戸台風級）が、愛知県沿岸に対し最も高潮の影響があるコースをとる代表例1ケース

(1) 代表地点における最大高潮水位



(2) 高潮浸水想定



4 その他の大規模自然災害

地震・津波、高潮以外の自然災害については、明確な被害想定がないが、風水害、土砂災害等をはじめとする大規模自然災害全般に加え、バックアップの観点から「首都直下地震」を主なリスクとして想定する。

また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。

第3節 事前に備えるべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

設定にあたっては、国土強靱化基本計画で示された目標やリスクシナリオを参考に、田原市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1 人命の保護が最大限図られること 2 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること 4 迅速な復旧復興を可能にすること	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震による建物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生
			1-2	大規模津波等による多数の死者の発生
			1-3	大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水等
			1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
			1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱
			2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
			2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
			3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
			5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
			5-6	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
			5-7	食料等の安定供給の停滞
	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
			6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅地での大規模火災の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-4	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出
			7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			7-7	風評被害等による経済等への甚大な影響
	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※網掛けは、重点化すべきプログラム

また、国土強靱化基本計画の施策分野を参考として、行政機能、住宅・都市、保健医療・福祉、産業・経済、交通・物流、地域保全、環境、リスクコミュニケーションの8分野を設定した。

第4節 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な個別施策を抽出し、その取組状況や課題について分析・評価を行った。

評価にあたっては、愛知県、国、関係団体などの取組等についても考慮した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	現在取り組んでいる施策 (プログラムに対応する と考えられるもの)	指標	進捗率	施策の評価
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること	1-1 建物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生	・住宅・建築物等の耐震化 ・ブロック塀等耐震改修工事費助成 ・・・・	・住宅の耐震化率	86%	・住宅・建築物の耐震化の促進のため、様々な取組を行ってきたが、住宅の耐震改修の進みが伸び悩んでおり、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する必要がある。 ・ブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、道路を閉塞することにより避難や救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、ブロック塀等耐震改修工事助成事業の促進を図る必要がある。 ・・・・
	1-2 大規模津波等による多数の死者の発生	・防災体制の整備 ・・・・	・合同訓練実施回数	2回/年	・大規模津波等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同で訓練を実施し、連携の強化を図っていく必要がある。 ・・・・
	1-3 ……	・・・・			・・・・

第5節 脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果は、別紙のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価のポイントは次のとおりである。

1 ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化

大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護や被害を最小限にするため、想定するリスクに対しては、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等のハード対策の着実な推進と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、施策の重点化を図りつつ、計画的に推進していく必要がある。

2 国、県、民間事業者等との連携

国土強靱化を推進していくためには、市の取組だけでは十分ではなく、国・県・民間事業者等と適切な役割分担の下、連携・協力しながら取り組むことが重要である。

3 地域特性に応じた施策の推進

田原市は、三方を海に囲まれた半島であり、市域の約半分が三次救急医療の空白地域である。特に半島先端の地域は、二次救急医療の空白地域にもなっていることから、地域医療体制の整備と併せて、迅速な救急医療活動を支える「命の道」となる幹線道路の整備や道路交通ネットワークの確立が急務となっている。

また、世界第4位の自動車港湾である重要港湾「三河港」の臨海部には、自動車産業を始めとする多くの企業が進出し、ものづくり愛知の一翼を担う産業集積地となっている。更に本市は、全国屈指の農業地帯でもあり、他の地域が被災した場合に食料の安定供給を行うという重要な役割を持っている。このため、平時からの産業基盤の強化に加え、この地域が被災すると本市のみならず中部圏経済の衰退、生活への影響の拡大、企業の撤退による雇用喪失、人口減少等にもつながるおそれがあることから、産業基盤を守ることが非常に重要である。

第3章 国土強靱化の推進方針

第2章で実施した脆弱性評価結果を踏まえたリスクシナリオごとの強靱化の推進方針は次のとおりとする。

リスクシナリオごとの強靱化の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大規模地震による建物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (関係機関との連携) ○ 大規模地震発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。【県、市】 (消防活動体制の整備) ○ 市内にある防火水槽には老朽化が進んでいるものがあり、大規模災害時には使用不能となる恐れがあることから、消防施設等整備事業計画に基づき、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る。【市】 ○ 近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団応援事業所制度を取り入れるなど行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う。【市】 《住宅・都市》 (住宅・建築物等の耐震化) ○ 住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する。【市、地域】 ○ 住宅耐震化対策の補完として、防災ベッド、耐震シェルター等の設置費助成事業について、耐震化できない住宅等の減災化の促進に取り組む。【市】 ○ 小中学校の窓ガラスの飛散防止フィルムの設置や、小中学校体育館・武道場、市民館多目的ホールの吊り天井撤去等の非構造部材の耐震化の早期の完了を図る。【市】 ○ 自主防災活動や地域コミュニティ活動の拠点である地区集会所等について、耐震改修が必要な施設の耐震化を促進する。【市、地域】 ○ ブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、助成事業の利用促進を図る。【市、地域】 (火災に強いまちづくり等の推進) ○ 延焼防止の緑地帯の形成や、地震や火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備を推進する。【市】 ○ 火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者	◆合同訓練実施 2回/年（H26年度） ◆防火水槽の耐震化率 41%（H27.4） ◆消防団員の条例定数 充足率100% 基本団員割合95% 機能別団員割合 5% （H27.4） ◆住宅の耐震化率 86%（H27.3） ◆助成世帯 4世帯 （H26年度） ◆非構造部材の耐震化 が必要な施設 小中学校25校 市民館 8施設（H27.3） ◆地区集会所等の耐震 化率 木造 81.6% 非木造 86.2% （H27.3） ◆助成世帯 5世帯 （H26年度） ◆都市公園の供用面積 5.84㎡/市民1人当 り（H27.3）	- 合同訓練、受援訓練 各1回/年 - 耐震化率47% （H32年度） - 充足率100% 基本団員割合 100% （H32年度） - 耐震化率95% （H32年度） - 耐震化されない 5%の減災化（H32 年度） - 耐震化が必要な 施設 0校（H27年度） 0施設（H28年度） - 耐震化率 木造93.9%以上 （H32年度） - 面積6.01㎡/市民 1人当たり （H32年度）

の安全面からも、狭あい道路の解消を図る。【市】		
《リスクコミュニケーション》		
（地域防災力の強化）		
○ 地震、津波から自分の命を守るために、耐震対策、家具固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る。【市、地域】	◆防災リーダー研修 1回/年（H27年度）	継続
○ 市政ほーもん講座、防災カレッジ、防災講演会、子ども防災教室等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行っているが、受講者は防災に対する意識の高い方が多いため、それ以外の方への効果的な啓発方法を検討する。【市】	◆市政ほーもん講座受講者数 2,137人（H26年度）	受講者数 3,000人/年 （H32年度）
○ 大規模災害時の救命率を高めるため、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の年齢層を拡大し受講者を増やしていく。【市】	◆救命講習受講者数 4,716人（H22～26年度の平均値）	受講者数 5,000人/年 （H32年度）
（防災訓練への参加）		
○ 市内に居住する外国人に対し、災害時の避難場所の確認を始め、地域住民との連携・共助の観点から、地域で開催される防災訓練への更なる参加を促していく。【市、地域】	◆自主防災会一斉防災訓練の外国人参加率 4.9%（H26年度）	外国人参加率 15%（H32年度）
○ 地域の一員としての自覚を高め、防災意識の向上を図るためにも、地域の防災訓練に参加する小中学生の割合を高めていく。【市】	◆小中学生参加率 10.8%（H26年度）	小中学生参加率 30%（H32年度）
（小中学校等における避難訓練・防災教育等）		
○ 教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況などを想定した実動訓練の実施等、訓練の充実を図る。【市】	◆防災訓練・避難訓練実施割合 100%（H26年度）	継続実施
○ 実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいかといった「子ども自身が考える」DIGなどに取り組む。【市】	◆防災教育の実施割合 100%（H26年度）	継続実施
○ 大規模地震発生時における対応マニュアルについて、様々な状況に対応したマニュアルになっているか、地域の実情にあっているかを、専門家（防災・消防関係者等）、地域の役員、保護者とともに検証する。【市、地域】	◆防災危機管理マニュアルの作成割合 100%（H27.4）	

1-2 大規模津波等による多数の死者の発生		
〔推進方針〕	〔現状値〕	〔目標値〕
《行政機能》		
（関係機関との連携）		
○ 大規模津波等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。【県、市】	◆合同訓練実施 2回/年（H26年度）	合同訓練、受援訓練 各1回/年
（津波防災地域づくりの推進）		
○ 現在策定中の津波防災地域づくり推進計画に基づき、「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた「多	◆津波防災地域づくり推進計画策定（H27年度）	

重防御」により、国、県及び市の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりを推進する。 【国、県、市、民間、地域】 （避難体制の整備） ○ 避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、適切な避難行動がとれるよう避難指示等の判断を迅速に行うための体制を整備する。【市】 ○ 施設管理者のいない場所での観光客の避難誘導について検討を行う。【市】 （情報通信手段の多重化） ○ 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化を図る。また、要配慮者の対応なども併せて検討する。【市】	◆避難勧告等の判断基準作成（H26.3）、見直し（H26.7） ◆防災カメラ・防災行政無線整備、デジタル無線・衛星携帯電話配備、メール配信システム導入済み	
＜住宅・都市＞ （避難地・避難路等の整備） ○ 津波到達までに時間が短く浸水想定区域外まで避難が困難である地域では、緊急の避難場所として、人工高台（津波避難マウンド）を整備する。 併せて、長期的な視点による緩やかな移転誘導の方策を検討する。【市】 ○ 土地勘のない観光客が訪れる地域やサーフポイント、避難困難地域では、避難路・避難経路や避難誘導灯の整備、海拔標示板の設置、わかりやすい避難案内看板等を整備する。【市】	◆笠山農村広場整備完成（H27年度） ◆道標プロジェクト（H25年度から実施） 避難案内看板設置 13か所（H26年度）	津波避難マウンド2か所完成（H30年度） 津波避難標示設置（H28年度）
＜保健医療・福祉＞ （避難行動要支援者の避難体制の整備） ○ 自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等、避難行動要支援者の避難体制の整備を図る。また、災害時要援護者台帳を作成しているが、登録が必要な方への周知を行う。併せて、地域支援者の設定がされていない人への支援方法を検討する。【市、地域】	◆災害時要援護者管理台帳登録率 29%（H27.3）	
＜交通・物流＞ （輸送ルートの確保対策等） ○ 緊急輸送道路の代替的な役割が期待される県道城下田原線の未整備区間について、防災面に配慮した道路構造の調査、検討を行い、整備を推進する。【県、市】		
＜地域保全＞ （海岸保全施設等の整備） ○ 海岸堤防、防潮堤、樋門・陸閘及び河川堤防等の機能強化（耐力度、嵩上げ等）など、海岸保全施設の整備を推進する。特に、遠州灘沿岸の津波危険地域においては、津波被害の軽減のため、L1津波に対応した海岸保全施設等の整備を促進していく。【県、市】	◆農林水産省海岸区域内11.1km整備完了（H26年度） ◆赤羽根漁港海岸整備済 L=8.955km	H35年度までに河川堤防の耐震化約5km 建設海岸堤防の耐震化約5km 建設海岸堤防の補強・補修約1km 漁港海岸堤防の耐震化0.39km

○ 津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。【県、市】 (河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進) ○ 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場については、地震後の地域の排水機能を確保するため、耐震補強を推進する。【県、市】 (水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進) ○ 津波により、水門等操作従事者の被災が考えられることから、操作従事者の安全確保及び確実な操作のため、津波の到達時間が短い河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する。【県】 (海岸防災林の機能の維持・向上) ○ 海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに、津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図るため、継続的な保育や改植工等を実施する。【県】		H35年度までに 河川の水門等の耐震化3施設 港湾海岸の水門等の耐震化4基 漁港海岸の水門等の耐震化1基 排水機場3か所、排水路2.6km整備 H35年度までに 河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化3施設 建設海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化4基 漁港海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化1基 H35年度までに海岸防災林の整備270ha
《リスクコミュニケーション》 (避難体制の整備) ○ 避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める。【市】 ○ 避難困難地域や要配慮者の避難方法として、地域ルールや徒歩以外での避難方法について検討する。【市、地域】 (避難訓練の充実) ○ 多くの従業員が働く臨海部は、避難路、避難場所で混乱をきたすことが予想されるため、臨海企業全体での訓練を実施する。【市、民間】 ○ 毎年、自主防災会やサーファーを中心とした津波避難訓練を実施しているが、観光客も多く訪れる地域でもあるため、観光事業者・宿泊事業者を含めた津波避難訓練や意識啓発を行う。【市、民間】 ○ 地域の一員としての自覚を高め、防災意識の向上を図るためにも、地域の防災訓練に参加する小中学生の割合を高めていく。【市】 (避難行動要支援者の避難体制の整備) ○ 自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要	◆避難勧告等の判断基準作成（H26.3）、見直し（H26.7） ◆臨海企業懇話会一斉防災訓練 10/14実施（H27年度） ◆津波避難訓練 1回/年（H26年度） ◆自主防災会一斉防災訓練の小中学生の参加率 10.8%（H26年度） ◆災害時要援護者管理	継続実施 継続実施 ◆小中学生参加率30%（H32年度）

な方等、避難行動要支援者の避難体制の整備を図る。また、災害時要援護者台帳を作成しているが、登録が必要な方への周知を行う。併せて、地域支援者の設定がされていない人への支援方法を検討する。【市、地域】	台帳登録率 29% (H27. 3)	
(地域防災力の向上) ○ 地震、津波から自分の命を守るために、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る。【市、地域】 ○ 市政ほーもん講座、防災カレッジ、防災講演会、子ども防災教室等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行っているが、受講者は防災に対する意識の高い方が多いため、それ以外の方への効果的な啓発方法を検討する。【市】 ○ 大規模災害時の救命率を高めるため、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の年齢層を拡大し受講者を増やしていく。【市】	◆防災リーダー研修 1回/年 (H27年度) ◆市政ほーもん講座受講者数 2,137人 (H26年度) ◆救命講習受講者 4,716人 (H22～26年度の平均値)	継続実施 受講者数 3,000人/年 (H32年度) 受講者数 5,000人/年 (H32年度)
(防災マップ等による普及・啓発) ○ 防災マップ、防災減災お役立ちガイド、地区地震・津波避難マップ、徒歩帰宅支援ルートマップ等について、定期的な更新や、配布による普及啓発を図る。【市】 ○ 観光パンフレット、サイクリング向けパンフレットに、避難場所等を表示してあるが、地理に詳しくない観光客が見ても分かりやすいものとなるよう検討する。【市】	◆防災マップ (H26年度改訂) 地区地震・津波避難マップ、防災・減災お役立ちガイド、徒歩帰宅支援ルートマップ (H27年度改訂)	
(小中学校等における避難訓練・防災教育等) ○ 非常時の園児の安全確保のため、定期的な訓練実施や地域との連携、職員の意識向上を図る。【市、地域】 ○ 教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況などを想定した実動訓練の実施等、訓練の充実を図る。【市】 ○ 実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でのように行動したらよいかといった「子ども自身が考える」D I Gなどに取り組む。【市】 ○ 大規模地震発生時における対応マニュアルについて、様々な状況に対応したマニュアルになっているか、地域の実情にあっているかを、専門家(防災・消防関係者等)、地域の役員、保護者とともに検証する。【市、地域】	◆防災訓練・避難訓練実施割合 100% (H26) ◆防災教育の実施割合 100% (H26) ◆防災危機管理マニュアルの作成割合 100% (H27. 4)	継続実施 継続実施

1-3 大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水等		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (避難体制の整備) ○ 避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、必要な基準の見直しと、避難勧告等の判断を迅速に行うための体制を整備する。【市】	◆避難勧告等の判断基準作成 (H26. 3)、見直し (H26. 7)	

《産業・経済》 （高潮対策の検討） ○ 近年大型化する台風や温暖化の影響により、万一、産業集積地である臨海部などが浸水すると、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済の衰退につながりかねない。この地域の産業・経済を守るためにも、堤外地の高潮対策について、検証を行いながら方策の検討を行う。【国、県、市、民間】 《地域保全》 （高潮対策施設の整備） ○ 高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場の整備などの高潮対策を進める。【県、市】 （河川・海岸堤防等の耐震化等の推進） ○ 河川・海岸の堤防、水閘門・排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【県、市】 ○ 河川及び水路のあり方を明確にする「田原市河川・水路整備方針」及び「整備プログラム」を策定し、市全域の排水体系を見直し、計画的な改修等を推進する。【市】 （河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進） ○ 迅速かつ確実な操作及び水門等操作従事者の被害防止のため、津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する。【県】 （排水施設の整備） ○ 雨水ポンプ場、雨水幹線及び雨水貯留施設等の雨水施設の整備を行っているが、施設整備においては、財源確保とともに、コスト縮減を図り、効率的な整備を行う。また、主要な農業用排水機場の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る。【県、市】 （遠州灘の砂浜の回復・保全） ○ 海岸侵食の原因である土砂収支の地域的なアンバランスを解消するため、また、沿岸全域において海岸が被災を受けない砂浜幅を保持するため、潜堤整備、養浜による対策を行う。【県】 （ため池の耐震化） ○ ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる。【県、市】	◆ポンプ場の浸水対策 75%完了（H27年度） ◆耐震調査21か所完了、 ハザードマップ4か所作	河川・水路に関する整備計画策定（H32） H35年度までに 河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化3施設 建設海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化4基 漁港海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化1基 ポンプ場の耐震対策 75%完了（H30年度末） H35年度までに排水機場3か所耐震化 排水路2.6km耐震化 耐震調査27か所完了、ハザードマ
--	--	---

《リスクコミュニケーション》 (地域防災力の向上) ○ 災害から自分の命を守るために、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る。【市、地域】 (市民等への意識啓発) ○ 避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、必要な基準の見直しと、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める。【市】 ○ 内水については調査を行い、ハザードマップの作成・配布による周知を行う。高潮については、平成26年11月に愛知県から公表された高潮浸水想定に基づき、ハザードマップを作成・配布による周知を行う。【市】	成完了（H27年度） ◆防災リーダー研修 1回/年（H27年度） ◆避難勧告等の判断基準作成（H26.3） 見直し（H26.7）	upp23か所作成完了（H28年度） 継続実施 内水調査（H29年度） 内水ハザードマップ作成（H30年度）
---	---	---

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (警戒避難体制の充実強化) ○ 避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、必要な基準の見直し等、避難勧告等の判断を迅速に行うための体制を整備する。【市】 ○ 土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、情報収集・伝達体制を確立する。【市】 《地域保全》 (土砂災害防止施設の整備促進) ○ 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。また、広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と市が行う警戒避難体制の確立を促進する。【県】 《リスクコミュニケーション》 (市民等への意識啓発) ○ 避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める。【市】 ○ 田原市防災マップに土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の表示はあるが、避難経路等を示した土砂災害ハザードマップの作成、配布により、避難の重要性等の住民への周知を図る。【市】	◆避難勧告等の判断基準作成（H26.3）、見直し（H26.7） ◆避難勧告等の判断基準作成（H26.3）、見直し（H26.7）	H31年度までに基礎調査約400か所実施

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (防災体制の整備) ○ 避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、必要な基準の見直しと、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める。【市】 ○ 大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練と、災害時の対応マニュアルの見直しを行う。併せて避難の遅れによる被害を軽減させるため、避難勧告等の判断を迅速に行うためのタイムラインの作成と、その体制を整備する。【市】 (情報通信手段の多重化) ○ 災害に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化を図るとともに、市民自ら情報の収集等、行動ができるよう周知をする。【市】 ○ 緊急時の外国人への災害情報の伝達手段が十分に整っていないため、伝達体制の整備・強化を図る。【市】 (電力の確保) ○ 大規模災害に備え、停電時の情報通信のための電力を確保する。【市】 《住宅・都市》 (避難場所・避難所の案内表示) ○ 民間の集客施設やバス停等で、避難場所・避難所の案内表示が十分でないため、案内表示の依頼や、沿道等における案内表示を進める。【市、民間】 《保健医療・福祉》 (避難行動要支援者の避難体制の整備) ○ 災害時要援護者台帳について、登録が必要な方への周知を図る。また、地域支援者の設定がされていない人への支援方法を検討する。【市、地域】 《リスクコミュニケーション》 (市民等への意識啓発及び防災教育) ○ 避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、必要な基準の見直しと、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める。【市】 ○ 市民の防災意識の高揚や家庭・事業所における防災対策を促進するため、ほーもん講座や防災講演会等、防災に関する知識の普及啓発を行うとともに、防災教育を推進する。【市】 ○ 現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して救命講習を開催しているが、大規模災害時の救命率を高めるため、受講者の年齢層を拡大し受講者を増やしていく。【市】	◆避難勧告等の判断基準作成 (H26.3)、見直し (H26.7) ◆防災カメラの無線化 (H26年度) カメラ7台 (H26年度末) ◆非常用発電機稼働時間 南庁舎75時間、北庁舎11時間、渥美支所5.5時間、消防署9時間 ◆渥美線の全ての駅で避難場所案内表示設置有り ◆災害時要援護者管理台帳登録率 29% (H27.3) ◆避難勧告等の判断基準作成 (H26.3)、見直し (H26.7) ◆市政ほーもん講座受講者数 2,137人 (H26年度) ◆救命講習受講者 4,716人 (H22～26年度の平均値)	タイムライン作成 (H28年度) 防災カメラ整備完了 (H28年度) 稼働時間 消防署12時間 (H32年度) 受講者数 3,000人/年 (H32年度) 受講者数 5,000人/年 (H32年度)

○ 津波や火災等のさまざまな災害から子どもたちの命を守ることができるよう、学校や保育所において、あらゆる場面を想定した防災教育・訓練を推進する。【市】 (防災マップ等の作成) ○ 防災マップ、防災減災お役立ちガイド、地区地震・津波避難マップ、徒歩帰宅支援ルートマップ等について、定期的な更新や、配布による普及啓発を図る。【市】 ○ ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる。【県、市】 (企業防災の推進) ○ 市役所から臨海企業懇話会各企業の防災担当者のパソコン、携帯へ災害情報を送信するメール体制の構築や、企業連絡網（電話・FAX）は作成済みであるが、平時からの災害情報や企業防災に関する情報の伝達等により、連携を図る。【市、民間】 ○ 臨海企業懇話会の代表幹事会社4社にデジタル防災無線を貸与してあるが、災害時の通信手段として使用できるよう、引き続き通信訓練等を実施する。【市、民間】	◆防災マップ（H26年度改訂） 地区地震・津波避難マップ、防災・減災お役立ちガイド、徒歩帰宅支援ルートマップ（H27年度改訂） ◆耐震調査21か所完了、ハザードマップ4か所作成完了（H27年度） ◆通信訓練 月2回（H27.4）	耐震調査27か所完了、ハザードマップ23か所作成完了（H28年度） 継続実施
---	---	--

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 （水・食料等の備蓄） ○ 26年度に実施した南海トラフ地震被害予測調査結果に基づき、備蓄量の見直しを行う。併せて、生活必需品の備蓄の見直しも行う。【市】 ○ 災害時の飲料水確保のため、飲料水兼用耐震性貯水槽の定期的な点検、計画的な補修等、適切な維持管理をしていく。【市】 （物資の調達体制の構築） ○ 災害時の応急生活物資の調達や物資等の輸送について、協定を締結している事業者等との平時から関係者との連絡体制の構築、連携強化を図る。【市】 ○ 災害時に救援物資の受け入れ等を行う物資集積拠点において、物資の受入れや配送がスムーズにできるよう、マニュアルを作成し、対応手順の確認等の訓練を実施する。【市】 （応急給水体制の構築） ○ 応急給水計画の見直し等、給水車等応急給水体制を強化する。【市】 ○ 配水施設の電源について、自家発電装置を始めとする必要な電気エネルギーの確保について検討する。【市】 （上水道施設の耐震化等） ○ 老朽化した水道管について、早急かつ計画的に更新を行う。【市】 （栄養・食生活支援マニュアルの作成） ○ 被災地住民の食生活や栄養状態がより早く平常時までに回復するよう、関係する機関、職種と連携を図りながら、支援活動を効果的に展開するために「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作成しておく。【市】 《産業・経済》 （豊川用水二期事業） ○ 豊川用水は、平成11年度から大規模地震対策と複線化を目的として幹線水路の整備を進めてきており、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の対策が完了する予定であるが、残りの1/3が未対策となっているため引き続き整備を進めていく。【水資源機構】 《交通・物流》 （輸送ルートの確保対策） ○ 物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路	◆備蓄量 食料 126,782食 飲料水 22,056ℓ (H27.3) ◆市内の耐震性貯水槽 数 11か所 (H27.3) ◆物資集積拠点 2か所 (H27.3) ◆応急給水計画改訂 (H27年度) ◆耐震適合性がある管 の割合（基幹管路） 16.9% (H27.3) ◆「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」作成 (H27年度) ◆幹線水路の整備2/3完了予定 (H27年度) 東日本大震災を踏まえた計画変更を実施 (H27年度)	食料160,000食 飲料水26,000ℓ (H29.3) マニュアル作成 (H28年度) 応急給水計画見直し（～H29） 耐震適合性がある管の割合100% (H45年度) 本線水路の耐震化3km (H42年度) 併設水路の整備30km (H41年度)

や幹線道路ネットワークの整備、また、緊急輸送道路の代替的な役割が期待される県道城下田原線の整備を推進する。【県、市】 ○ 液状化による管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する。【県、市】 ○ 国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画・航路啓開計画の検討など、体制の整備を図る。【国、県、市】 ○ 耐震強化岸壁等による輸送基地の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、甚大な被害の恐れのある地域やその他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の整備や発着岸壁の耐震強化を図る。【県、市】 《リスクコミュニケーション》 （市民等への意識啓発） ○ 備蓄計画に基づいた計画的な食糧等の備蓄に併せ、自主防災会や企業、家庭での備蓄を促進していく。【市、地域】 ○ 妊婦、乳幼児（粉ミルク、離乳食が必要な人）、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等に向けて、平時からの備えについて、チラシ配布や講座により啓発を行っていく。【市】	◆航路啓開オペレーション計画を含む伊勢湾BCP策定予定（H28.2） ◆田原埠頭2号岸壁（-5.5m）耐震化 ◆神野地区耐震強化岸壁（-12m）整備（H25年度～）	田原埠頭2号岸壁H33年度までに増深予定 神野地区耐震強化岸壁（-12m）完成（H29年度）
---	---	--

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 （情報通信手段の多重化） ○ 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化を図る。【市】 《交通・物流》 （孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進） ○ 孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備を推進する。特に津波浸水による甚大な被害が想定される地域等では、道路網の充実に努める。また、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る。【県、市】	◆孤立危険地域 堀切町、日出町、伊良湖町、西山町、亀山町、小中山町、中山町、白谷町（H27.4）	

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 （受援体制の整備） ○ 災害時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との	◆合同訓練実施	合同訓練、受援訓

連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。 【国、県、市】 ○ 応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点を、関係機関との調整の上、確保しておく。【市】 （防災拠点の機能強化） ○ 防災拠点として、地域バランスに応じ引き続き消防署、赤羽根分署、渥美分署を配置し、併せて人員体制など機能強化をしておく。【市】 （消防団員の確保） ○ 近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団応援事業所制度を取り入れるなど行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う。【市】 （消防団詰所等の整備） ○ 消防団詰所・車庫は、建物の老朽化対策、待機空間の確保、津波浸水想定区域外への移設等、活動環境の整備を行うとともに、装備品の充実など消防団の充実強化を図る。【市】 《リスクコミュニケーション》 （自主防災組織の充実） ○ 自主防災会の活動や訓練等を通じて、市民の防災意識の向上に努め、更なる組織の充実に取り組む。【市、地域】 （企業防災力の強化） ○ 企業が保有する資機材を始め、人材や技能（産業医、看護師）の連携によって、人命の救出活動や救護活動が展開できるよう、構成企業が一斉、又は個別に防災訓練を実施し、自助及び共助による企業防災力（組織力）の構築に努める。【民間】	2回/年（H26年度） ◆消防本部25人、消防署46人、赤羽根分署17人、渥美分署31人 ◆消防団の条例定数充足率100% 基本団員の割合 95% 機能別団員の割合 5%（H27.4） ◆津波浸水想定区域内の消防団詰所・車庫2施設（H27.4） ◆包括協定締結1事業所（H26年度）	練 各1回/年 条例定数の枠内（126人）で増強 充足率100% 基本団員割合100%（H32年度） H29年度までに移設 協定締結 3事業所（H28年度）
--	--	---

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 （救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保） ○ 市庁舎や消防署等の防災拠点において、非常用電源設備の機能強化を図るほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討しておく。【市】 ○ 自動車用燃料油類の優先供給について、協定先である組合との平時からの連携を強化し、燃料供給体制の構築を行う。【市】	◆非常用発電機稼働時間 南庁舎75時間、北庁舎11時間、渥美支所5.5時間、消防署9時間 ◆石油業協同組合と協定締結（H15.4）	稼働時間 消防署12時間（H32年度）

《交通・物流》 (道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進) ○ 災害時にエネルギー供給が可能となるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。【県、市】		
--	--	--

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《交通・物流》 (物資の供給やルートの確保) ○ 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進と支援物資物流を確保する。【県、市】 《リスクコミュニケーション》 (徒歩帰宅支援ルートマップの改訂) ○ 「災害時徒歩帰宅支援ルートマップ」について、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置等、最新情報を周知するため、定期的な改訂を行う。【市】 (企業防災の推進) ○ 臨海部の事業者が、災害時に避難、帰宅の際、混乱をきたさないようにするため、臨海企業合同での避難訓練の実施や、各企業での従業員の水・食料の備蓄を促進する。【市、民間】 ○ 帰宅困難者調査により、復旧管理業務等によって帰宅できない従業員約200名のため、耐震化され長期宿泊可能な施設を確保し、同時に、各事業所において飲料水、食料、寝具、簡易トイレ等の備蓄にも取り組んでいる。そのほか、施設内の企業版資機材倉庫にも、従業員の徒歩帰宅支援を行うため、必要な備蓄品を保管するように努める。【民間】	◆徒歩帰宅支援ルートマップ改訂（H27年度） ◆個別訓練・合同訓練開催 各1回／年（H27年度）	継続実施

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (救急搬送の遅延の解消) ○ 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。【市】 《保健医療・福祉》 (地域医療の確保)		

○ 市内の二次救急医療病院について、地域医療の要としての機能を強化するため、医師確保修学資金等貸与事業及び公的病院運営支援事業を引き続き行う。また、地域の医療を守り育てる体制づくりを図っていく。【市】 (医師会等との連携) ○ 初動時の医療体制確保のため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、通信手段の確保について検討しておく。【市、民間】 ○ 毎年行っているトリアージ・応急手当訓練等は、技術を身に着けるためにも継続して行っていくことが重要であり、不測の事態に対応でき、臨機応変に動ける実践的な方法を検討しながら、引き続き行っていく。【市、民間】 ○ 大規模災害が発生した際、医療に関する調整をするために、県は二次医療圏単位で災害医療対策会議を設置することになっているが、医療資源の調整及び患者搬送の調整等を行うために、平時から引き続き協議を行っていく。【県、市、関係機関】 (災害時看護師等ボランティアの登録) ○ 市の医療救護体制の確保のため、市民から募集した災害時看護師等ボランティアについて、活動の内容や身分保障などの見直しを行っていく。【市】 (医薬品等の調達) ○ 医薬品等が不足した場合に備え、関係機関と連携し調達体制の整備を図る。【県、市、民間】 (輸送体制の検討) ○ 道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が考えられることから、関係機関と連携強化を図るとともに、輸送体制について検討する。【県、市】 ○ 二次救急医療病院で収容能力を超えて管外搬送となった際の、陸路・空路等を含めた搬送手段及び主要医療機関確保等を検討しておく。また、災害発生時の透析患者や在宅酸素療養者等への支援体制について、輸送体制とともに検討しておく。要配慮者については、福祉避難所への輸送体制の検討を行う。【市】 (災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保) ○ 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。【県、市】 (福祉施設等の高台移転等) ○ 浸水区域内にある民間の診療所や福祉施設について、集落の移転を伴わない高台移転等への支援について検討する。【県、市】	◆貸与者7名 延べ10名 (H27年度) ◆病院・診療所数 田原地区19か所 渥美地区8か所 (H27. 7) ◆協定締結 医師会 (H23. 3) 歯科医師会 (H24. 12) 薬剤師会 (H24. 5) ◆災害時看護師等ボランティア登録数 28人 (H27. 10) ◆浸水区域内の診療所数8か所、福祉施設12か所 (H27. 10)	勤務した医師数 延べ7名
--	---	-------------------------

《交通・物流》 （「命の道」となる幹線道路の整備） ○ 三次救急医療だけでなく、二次救急医療の空白地域も抱えている本市にとって、半島を縦貫する幹線道路は、災害時だけでなく、平時においても、救急医療の観点から「命の道」となるものである。命を守るためにも、幹線道路の整備、道路交通ネットワークの確立を推進する。【国、県、市】 《リスクコミュニケーション》 （市民等への意識啓発） ○ 円滑な医療体制を確保するため、平時からの準備とともに、適切な受診行動がとれるように、発災時の医療救護所や診療所と救急病院の役割について、啓発を行っていく。【市】 ○ 慢性疾患用の処方薬服用者や、医療機器使用者、難病患者等に対して、本人やその家族に災害に備えた準備を広報誌や講座等で更なる周知とともに、医療機関や薬局等と連携した啓発を行っていく。【市】 （企業防災力の強化） ○ 多数の就業者を抱える臨海企業の医療体制確保のため、企業で従事する産業医や看護師を始め、医療従事資格者や防災士資格を有する従業員を中心として、医薬品の共有化とトリアージ等により軽傷患者から重篤患者の医療救護を継続できる組織力の向上に努める。【民間】	◆二次救急医療病院までの所要時間 平均32.4分 三次救急医療病院までの所要時間 平均52.2分	救急医療病院までの所要時間 二次、三次とも時間短縮
--	---	--------------------------------------

2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 （物資の備蓄） ○ 避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を強化する。【市】 （下水道業務継続計画の策定） ○ 被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道BCPを策定する。【市】 （下水道処理施設等の津波・高潮対策） ○ 計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策を図り、施設の継続的な機能確保を図る。【市】 《保健医療・福祉》 （災害時保健活動マニュアルの改訂） ○ 災害時の保健活動を迅速・的確に行うために作成している「田原市災害時保健活動マニュアル」について、初動期対応の見直し、派遣受入の追記など、マニュアル改	◆マンホールトイレ・組立トイレ807基、簡易トイレ12,760袋 ◆簡易版下水道BCP策定（H27.3） ◆浸水想定区域内7施設中3施設で浸水対策済み（H26年度） ◆「災害時保健活動マニュアル」改訂（H27年度）	BCP策定（H32年度） 対策実施率57%（H32年度）

訂を行う。また、マニュアルに基づいた訓練を実施していく。【市】 (市民等への啓発) ○ 自主防災会や団体等で災害時の環境整備や感染症対策等の知識の啓発を引き続き行っていく。【市】 《環境》 (予防・防疫体制の構築) ○ 浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる箇所の迅速な把握と、早期に消毒が実施できる体制づくりを行う。【市】 (災害廃棄物処理計画の策定) ○ 災害廃棄物の仮置場や処理体制、運搬ルートなどを検討し、災害廃棄物処理計画を策定する。【市】 (遺体収容体制等の構築) ○ 遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制の構築をしておく。【市、民間】 ○ 超広域災害に備え、火葬について広域応援体制の構築をしておく。【市】 ○ 応急仮埋葬を行う場所について、予め検討しておく。【市】	◆災害廃棄物処理計画策定（H27年度） ◆遺体取扱訓練 1回/年（H26年度～） ◆葬祭業者（7社）との協定締結（H25.4.1） ◆県内市町村等との協定締結（H18.3.30）	継続実施
--	---	-------------

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《交通・物流》 （緊急交通路の確保） ○ 緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する。【県】 （信号機電源付加装置の整備） ○ 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を着実に進める。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。【県】		

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (業務継続体制の整備) ○ 南海トラフ地震の被害想定結果により、平成24年度に策定した田原市業務継続計画の改定や災害対策本部運営チェックマニュアルの見直しを行う。また、これらに基づく訓練の実施など、業務継続体制を強化していく。 【市】 ○ 大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練と、災害時の対応マニュアルの見直しを行う。併せて避難の遅れによる被害を軽減させるため、避難勧告等の判断を迅速に行うためのタイムラインの作成と、その体制を整備する。【市】 (市有施設の機能確保) ○ 市庁舎や消防署等の防災拠点において、電力・通信の対策を強化していく。また、市庁舎や消防署には非常用発電機が整備してあるが、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討を行う。【市】 ○ 大規模災害発生時には、大半の市有施設が活動拠点や避難所として活用されることが考えられるため、設備の整備、機能面の充実を図る。【市】 ○ 大規模災害時の停電に備え、市有施設への太陽光発電設備等の導入を進める。【市】	◆業務継続計画策定、チェックマニュアル改訂（H24年度） ◆非常用発電機稼働時間 南庁舎75時間、北庁舎11時間、渥美支所5.5時間、消防署9時間	訓練実施 1回／年 タイムライン作成（H28年度） 稼働時間 消防署12時間 （H32年度）

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (庁舎等の電力確保対策の推進) ○ 停電時に各種機器の電源を確保する観点から、非常用電源の燃料の調達方法を検討する。災害時の情報システムの運用について、燃料の枯渇等により通信が行えなくなった場合でも、紙媒体等による運用方法などについて検討を行う。【市】 (情報ネットワーク機器の移管等) ○ 庁舎等の被災時における重要データ保管のため、基幹システム等のクラウド化等も検討していく。【市】 (情報通信手段の多重化) ○ 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化を図る。【市】 《リスクコミュニケーション》 (企業防災力の強化) ○ 臨海企業懇話会の代表幹事会社4社にデジタル防災無線を貸与してあるが、災害時の通信手段として使用できるよう、引き続き通信訓練等を行う。【市、民間】	◆庁内ネットワーク機器の移管及びサーバーの移設（H27.3） ◆通信訓練 月2回（H27.4）	H33年度以降、自治体クラウド導入検討 継続実施

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《産業・経済》 （高潮対策の検討） ○ 近年大型化する台風や温暖化の影響により、万一、産業集積地である臨海部などが浸水すると、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済の衰退につながりかねない。この地域の産業・経済を守るためにも、堤外地の高潮対策について、検証を行いながら方策の検討を行う。【国、県、市、民間】 （BCP策定の促進及び普及） ○ 業務の継続や早期復旧のため、BCPの策定の必要性を周知する。また、企業ごとのBCPに加え、企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図る。【県、市】 ○ 事業所の業務継続、機能維持のため、BCPや手順書の見直しや、生産再開に向けたシナリオ等、経済事業の復旧についての検討を進める。【民間】 《交通・物流》 （道路ネットワークの整備、道路・港湾施設の災害対策の推進） ○ 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。【県、市】 ○ 大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する。【国、県、市】	◆研修会開催0回、研修会幹旋3回、BCP策定情報の提供は随時（H27年度）	研修会開催1回、幹旋3回、情報提供は随時（H28年度）

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《産業・経済》 （事業所における燃料確保） ○ 非常時の燃料確保のため、工場敷地内にガソリン地下タンクを保有し、常時、半分以上を確保する等、燃料確保について検討を行う。【民間】 《交通・物流》 （燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備） ○ 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報		

共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。【県、市】		
--	--	--

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《産業・経済》 (石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化) ○ 石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関が連携し防災体制の充実強化を図る。【県、市、民間】 (特定・準特定屋外タンクの耐震化) ○ 市内にある不適合準特定屋外タンク2基について、耐震基準への適合期限であるH29.3.31までに、計画的な耐震化を促進する。【市、民間】	◆計画見直し 1回/年 ◆不適合屋外タンク数 2基(準特定)(H27.4)	0基 (H29.3)

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《交通・物流》 (産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築) ○ 災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る。【国、県】 ○ 三河港においては、耐震強化岸壁の確保や防波堤を粘り強くするなど、港湾における地震・津波対策を着実に推進する。【国、県】 (海上輸送機能に係る災害対応能力の強化) ○ 港湾BCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の同時多発被災による対応力不足への対応を検討する。また、南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画(伊勢湾BCP)の検討を進める。【国、県、市】 ○ 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業に向けて、道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定など、事前の対策や体制の構築を図る。【国、県、市】	◆田原埠頭2号岸壁(-5.5m)耐震化 ◆神野地区耐震強化岸壁(-12m)整備 (H25年度～) ◆三河港BCP策定、三河港BCP協議会設置 (H27.3)	田原埠頭2号岸壁 H33年度までに増深予定 神野地区耐震強化岸壁(-12m)完成 (H29年度)

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《交通・物流》 (圏域内外の連携を支える国土軸の形成)		

○ 太平洋新国土軸に沿った浜松三ヶ日・豊橋道路、三遠伊勢連絡道路の整備により、冬季積雪時の影響が比較的小さく、災害時における広域代替輸送ルートの確保が可能であり、また、平時においても、中部圏の産業集積や観光資源等を生かした圏域内外の連携・交流・地方創生を支える社会基盤としてその機能を発揮し、我が国全体の発展に寄与することができることから、長期的視点から整備を促進する。【国、県、市】 (地域を支える幹線道路網の整備促進) ○ 広域計画のネットワークを基本に、三遠伊勢連絡道路、三河湾口道路、渥美半島縦貫道路を広域連携軸として位置付け、早期整備を促進する。【国、県、市】 ○ 高規格幹線道路へのアクセスとなる幹線道路については、災害時だけでなく平時においても、本地域の重要産業である工業、農業を支える物流ルートとして、また、迅速な救急医療活動を支える命の道として、そして住民の利便性、観光交流・地域間交流の活性化にもつながるものとして、「東三河1時間交通圏」の確立を目指し、幹線道路網の整備を促進する。【県、市】 ○ 豊橋市、浜松市との連携を図るため、国道259号、国道42号、主要地方道豊橋渥美線を都市間連携軸として位置付け、都市間の交通改善を図るため、既存道路の改良、整備を促進する。【県、市】 (道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施) ○ 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。また、現在行われている港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を引き続き着実に推進する。【県、市】 ○ 市全域の道路体系を見直し、道路整備のあり方を明確にする「田原市道路整備計画」及び「整備プログラム」を策定し、計画的な整備促進を図る。【市】 (海上輸送拠点の耐震化等の促進) ○ 三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤を粘り強くするなど、港湾における地震・津波対策を着実に推進する。【国、県】 ○ 港湾BCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の同時多発被災による対応力不足への対応を検討する。また、南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画（伊勢湾BCP）の検討を進める。【国、県】 (啓開体制の整備) ○ 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を図る。【国、県、市】 ○ 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。【国、県、市】 (災害時における地域モビリティの確保) ○ 災害発生後の市民生活の安全・質等を確保するため、災害時における公共交通関係者等との連携・協力体制（協定締結含む。）を構築する。【市、民間】	◆三河港BCP策定、三河港BCP協議会設置（H27.3）	浜松三ヶ日・豊橋道路の早期事業化 半島先端部から高速道路ICまでの所要時間1時間 半島先端部から市境までの所要通行時間10分短縮 H35年度までに2橋の耐震化実施 田原市道路整備計画策定（H28年度） 協定締結（H30年度）
---	-------------------------------------	--

5-6 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《産業・経済》 (金融機関における防災対策の推進) ○ 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。【国、民間】		

5-7 食料等の安定供給の停滞		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《産業・経済》 (農業基盤等の整備) ○ 担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。【市】 (豊川用水二期事業) ○ 豊川用水は、平成11年度から大規模地震対策と複線化を目的として幹線水路の整備を進めてきており、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の対策が完了する予定であるが、残りの1/3が未対策となっているため引き続き整備を進めていく。【水資源機構】 《交通・物流》 (物流インフラ網の構築) ○ 道路、港湾、空港等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。【国、県、市】 ○ 災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る。【国、県】	◆農業基盤整備 大草・高松地区55% 東部地区29% ◆幹線水路の整備2/3完了予定（H27年度） 東日本大震災を踏まえた計画変更を実施（H27年度） ◆田原埠頭2号岸壁（-5.5m）耐震化 ◆神野地区耐震強化岸壁（-12m）整備（H25年度～）	大草・高松地区100% 東部地区84%（H32年度） 本線水路の耐震化3km（H42年度） 併設水路の整備30km（H41年度） 田原埠頭2号岸壁H33年度までに増深予定 神野地区耐震強化岸壁（-12m）完成（H29年度）

6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 （受援体制の整備） - 市単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築を行う。【市、民間】 （地域における自立・分散型エネルギー導入促進） - エネルギー供給源の多様化のためにも太陽光発電など再生可能エネルギーの導入は重要であり、自立・分散型電源の確保として引き続き導入を推進する。【市】	◆公共・公的施設の太陽光発電 総発電出力 約370kW（67施設） （H27.9）	受援計画策定 （H29年度）

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 （応急給水体制の強化） - 応急給水計画の見直し等、給水車等応急給水体制を強化する。【市】 - 市単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築を行う。【市、民間】 - 配水施設の電源について、自家発電装置を始めとする必要な電気エネルギーの確保について検討する。【市】 （上下水道災害応援体制の整備） - 応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、市及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保についての検討を行う。【市】 （上水道施設の耐震化等） - 老朽化が進んでいる水道管について、早急かつ計画的に更新を行う。【市】 《産業・経済》 （豊川用水二期事業） - 豊川用水は、平成11年度から大規模地震対策と複線化を目的として幹線水路の整備を進めてきており、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の対策が完了する予定であるが、残りの1/3が未対策となっているため引き続き整備を進めていく。【水資源機構】	◆応急給水計画改訂 （H27年度） ◆耐震適合性のある基幹管路 16.9%（H27.3） ◆幹線水路の整備2/3完了予定（H27年度） 東日本大震災を踏まえた計画変更を実施（H27年度）	応急給水計画見直し（～H29） 耐震適合性のある基幹管路 100%（H45） 本線水路の耐震化3km（H42年度） 併設水路の整備30km（H41年度）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (下水道業務継続計画の策定) ○ 被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道BCPを策定する。【市】 (下水道施設の整備) ○ 計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波、高潮等による浸水被害の防止を図り、施設の継続的な機能確保を図る。【市】 (物資の備蓄) ○ 避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を強化する。【市】	◆簡易版下水道BCP策定 (H27.2) ◆公共下水道長寿命化計画策定 (H26.2) ◆マンホールトイレ・組立トイレ807基、簡易トイレ12,760袋	下水道BCP策定 (H32年度)

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《交通・物流》 (道路の整備・保全) ○ 「田原市道路整備計画」及び「整備プログラム」を策定し、市全域の道路体系について、計画的な整備促進を図る。【市】 (陸・海・空の輸送ルート確保の強化) ○ 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、放置車両対策、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を、道路管理者間で共有する。【国、県、市】 ○ 陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港及び衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤を粘り強くするなど、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する。【国、県、市】 ○ 港湾BCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の同時多発被災による対応力不足への対応を検討する。また、南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画(伊勢湾BCP)の検討を進める。【国、県、民間】	◆三河港BCP策定、三河港BCP協議会設置 (H27.3)	田原市道路整備計画策定 (H28年度)

(啓開体制の整備) ○ 途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を図る。【国、県、市】 ○ 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。【国、県、市】	
--	--

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 住宅地での大規模火災の発生		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (消防活動体制の整備) ○ 市内にある防火水槽の老朽化が進んでいるものがあり、大規模災害時には使用不能となる恐れがあることから、消防施設等整備事業計画に基づき、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る。【市】 ○ 近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団応援事業所制度を取り入れるなど行っているが、団員確保のために、更に魅力ある消防団づくりを行う。【市】 ○ 消防団詰所・車庫は、建物の老朽化対策、待機空間の確保、津波浸水想定区域外への移設等、活動環境の整備を行うとともに、装備品の充実など消防団の充実強化を図る。【市】 《住宅・都市》 (火災に強いまちづくり等の推進) ○ 延焼防止の緑地帯の形成や、地震や火災の際の安全な一時避難場所として、計画的な公園緑地の整備を推進する。【市】 ○ 火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消を図る。【市】 《産業・経済》 (農業用燃料タンクの流出防止対策の推進) ○ 農業用燃料タンクの流出及び燃料流出防止対策を促進する。【県、市】 《リスクコミュニケーション》 (自主防災会の充実強化) ○ 防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災会の充実強化を図る。【市、地域】	◆防火水槽の耐震化率 41% (H27. 4) ◆消防団員の条約定 充足率100% 基本団員の割合95% 機能別団員の割合 5% (H27. 4) ◆津波浸水想定区域内 の消防団詰所・車庫 2施設 (H27. 4) ◆都市公園の供用面積 5. 84㎡/市民 1 人当 り ◆津波浸水想定区域内 の農業用燃料タンク 1, 701本 (H27. 10)	耐震化率 47% (H32年度) 充足率100% 基本団員割合 100% (H32年度) H29年度までに移 設 面積6. 01㎡/市民 1 人当たり (H32年度) 補助制度創設を 要望 (H28年度)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化) ○ 石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関と連携し防災体制の充実強化を図る。【県、市、民間】	◆計画見直し 1回/年	

《交通・物流》 (物流施設・ルートの耐災害性の推進) ○ 災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を推進する。【国、県、市】 (津波・高潮漂流物対策) ○ 大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生する恐れがあるため、漂流物防止対策を促進する。【県、市】 ○ 農業用燃料タンクの流出及び燃料流出防止対策を促進する。【県、市】 《地域保全》 (河川・海岸堤防の耐震化等の推進) ○ 堤防等の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。【県、市】 (河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進) ○ 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。【県、市】	◆津波浸水想定区域内の農業用燃料タンク 1,701本 (H27.10) ◆農林水産省海岸区域内11.1km整備完了 (H26年度) ◆赤羽根漁港海岸整備済 L=8.955km	補助制度創設を要望 (H28年度) H35年度までに河川堤防の耐震化約5km 建設海岸堤防の耐震化約5km 建設海岸堤防の補強・補修約1km 漁港海岸堤防の耐震化0.39km H35年度までに河川の水門等の耐震化3施設 建設海岸の水門等の耐震化4基 漁港海岸の水門等の耐震化1基 H35年度までに排水機場3か所、排水路2.6km整備
---	--	---

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《住宅・都市》 (住宅・建築物の耐震化) ○ 通行障害建築物の耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。【県、市】 ○ ブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、助成事業の利用促進を図る。【市、地域】	◆通行障害建築物数 30棟 (H27.3)	通行障害建築物数 75%減 (H32年度)

7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《地域保全》 (ため池の耐震化) ○ ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる。【県、市】 (排水施設等の整備) ○ 経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める。【県、市】 ○ 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る。また、農業排水路の整備を推進する。【県、市】	◆耐震調査21か所完了、ハザードマップ4か所作成完了（H27年度）	耐震調査27か所完了、ハザードマップ23か所作成完了（H28年度）

7-5 有害物質の大規模拡散・流出		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《環境》 (有害物質の漏えい対策) ○ 不測の事態に備えての防災訓練や防除設備の耐震補強を有害物質使用事業者へ周知する。【市】		

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《産業・経済》 (農地・農業水利施設等の保全管理) ○ 地域の自主性を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する。【土地改良区】 (農業基盤等の整備) ○ 担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。【市】 《地域保全》 (森林の保全管理) ○ 全ての地域が一体となって森林を保全管理する意識の向上を図る。また、森林へのアクセスや車両走行の安全性の向上を目的に林道のアスファルト舗装化を進める。【市】 (土砂災害の防止) ○ ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止	◆揚水機場254か所等の維持管理 ◆農業基盤整備 大草・高松地区55% 東部地区29% ◆林道衣笠線施工 3,420m (H26年度)	適切な維持管理 大草・高松地区100% 東部地区84% (H32年度)

施設といった土砂災害防止施設の整備を推進する。【県】		
----------------------------	--	--

7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化) ○ 風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【市】		

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (防災体制の整備) ○ 市単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築を行う。【市、民間】 《環境》 (災害廃棄物処理計画の策定) ○ 災害廃棄物の仮置場や処理体制、運搬ルートなどを検討し、災害廃棄物処理計画を策定する。【市】	◆災害廃棄物処理計画策定（H27年度）	

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《行政機能》 (防災体制の整備) ○ 市単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築を行う。【市、民間】 (震災復興都市計画模擬訓練の実施) ○ 震災復興都市計画の作成について、愛知県で毎年模擬訓練を開催しており、当市の職員も訓練に参加している。市においても、津波浸水想定区域にて、事前復興まちづくり模擬訓練を実施し、被災時に迅速に復興できる体制を整える。【県、市】 《保健医療・福祉》 (要配慮者支援体制の整備) ○ 要配慮者等の家族が復旧・復興作業に従事できるよう、必要な介護等の提供体制を確保し、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える。【市】 《リスクコミュニケーション》 (防災ボランティアコーディネーターの育成) ○ 災害時に、被災者ニーズとボランティアとの調整役となる防災ボランティアコーディネーターを養成しているが、コーディネーター自身が被災する可能性もあるため、多くの受講者の確保と、コーディネーターの更なるレベルアップを図る。【市、民間】 ○ 災害時にボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう多くのコーディネーターが参加して実践的な訓練を行い、ボランティアの受入	◆模擬訓練参加 1回／年（H27年度）	継続実施

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
[推進方針]	[現状値]	[目標値]
《住宅・都市》 (地区集会所等の耐震化) ○ 耐震改修が必要な地区集会所等の耐震化の促進を図る。【市、地域】 《リスクコミュニケーション》 (地域コミュニティの活性化) ○ 自治会活動の活性化を図るとともに、役割やその重要性について啓発し、自治会への加入を促進をする。併せて、女性等の生活に配慮した地域コミュニティの維持を図る。【市、地域】 (自主防災会の充実強化) ○ 防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災会の充実強化を図る。【市、地域】 ○ 地域コミュニティをベースとして組織している市内103の自主防災会においては、地域特性に合わせた訓練や講習会、資機材等の整備を継続していく。【地域】 (地域と協働で実施する防災キャンプ) ○ 防災キャンプの開催は、親子、地域で防災について考える良い機会であるため、多くの学校に普及していく。【市】	◆地区集会所等の耐震化率 木造 81.6%、非木造 86.2% (H27.3) ◆防災キャンプ実施校数 5校 (H27年度)	耐震化率 木造93.9%以上 (H32年度) 継続実施

〔推進方針〕

〔現状値〕

[目標値]

(上下水道災害応援体制の整備)

- 協定に基づく応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、市及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保についての検討を行う。【市、民間】

(災害時における地域モビリティの確保)

- 災害発生後の市民生活の安全・質等を確保するため、災害時における公共交通関係者等との連携・協力体制（協定締結含む。）を構築する。【市、民間】

協定締結
(H30年度)

(道路等の災害対策)

- 橋梁の災害対策、港湾施設の災害対策の強化を進める。【県、市】

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【県、市】

(地籍調査の推進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、土地境界等を明確にしておく地籍調査等を推進する。【県、市】

◆都市部官民境界基本
調査 1.52km²

都市部官民境界
基本調査3.47km²

[推進方針]

[現状値]

[目標値]

(排水施設の整備)

- 雨水ポンプ場、雨水幹線及び雨水貯留施設等の雨水施設の整備を行っているが、施設整備においては、財源確保とともに、コスト縮減を図り、効率的な整備を行う。また、主要な農業用排水機場の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る。【県、市】

- 液状化による排水路の管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する。【県、市】

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【県、市】

◆ポンプ場の浸水対策
75%完了（H27年度）

ポンプ場の耐震
対策 75%完了
(H30年度末)
H35年度までに
排水機場3か所耐
震化
排水路2.6km耐震
化

(ため池の耐震化) ○ ため池の耐震診断、耐震改修を推進する。【県、市】 《リスクコミュニケーション》 (内水・高潮ハザードマップの作成) ○ 内水については調査を行い、ハザードマップの作成・配布による周知を行う。高潮については、平成26年11月に愛知県から公表された高潮浸水想定に基づき、ハザードマップを作成・配布による周知を行う。【県、市】	◆耐震調査21か所完了、ハザードマップ4か所作成完了（H27年度）	耐震調査27か所完了、ハザードマップ23か所作成完了（H28年度） 内水調査（H29年度） 内水ハザードマップ作成（H30年度）
---	--	--

■取り組み主体の種類

- 【市】田原市 【県】愛知県（県警本部を含む）
- 【国】中部地方整備局などの地方行政機関
- 【民間】事業者、民間団体など
- 【地域】地域コミュニティ、自主防災会、市民など
- 【その他】公共機関、公的団体等は具体名称を記載

第4章 計画の推進と不断の見直し

第1節 地域計画の進捗管理

1 施策の重点化

本市が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮してプログラムの重点化・優先順位付けを行った。重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次のとおりである。

(1) 人命の保護

近年の気候変動により深刻化する風水害や、大規模な土砂災害等が、全国各地で多発している。また、市が実施した南海トラフ地震被害予測調査では、市全域で甚大な被害が想定される結果となっている。これら自然災害から、「なんとしても命を守る」ことが重要である。

更に、田原市は、三方を海に囲まれた半島であり、大規模自然災害時には、半島全体が孤立する可能性もあり、救助・救急・医療活動の障害となることが懸念される。平時においても、市域の約半分が三次救急医療機関まで30分以上かかる空白地域であり、特に半島先端の地域は、二次救急医療においても空白地域となっており、救命率の低下にもつながっている。これらのことから、地域医療体制の整備と併せ、迅速な救急医療活動を支える「命の道」となる幹線道路の整備や道路交通ネットワークの確立が急務となっている。

これらを踏まえ、次のものを選定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震による建物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水等
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(2) 地域特性

市北部の臨海工業地帯には、自動車産業を始めとする多くの企業が進出し、ものづくり愛知の一翼を担う産業集積地となっている。また本市は、

全国屈指の農業地帯でもあり、この地域が被災すると、市域内のみならず中部圏経済への波及、国民生活への影響の拡大、企業の撤退による雇用喪失、人口減少等にもつながるおそれがある。

平時においては、IC60分圏域の形成等により、輸送コストの削減につながり、産業競争力の強化、地域の活性化、ひいてはものづくり愛知を牽引することとなることから、産業基盤を守ることは非常に重要である。

これらを踏まえ、次のものを選定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

2 アクションプランの策定とPDCAサイクル

国土強靱化を進めるには、本計画に基づく施策を着実に推進していくことが重要であり、施策の進捗状況の把握等を行い、進捗等に応じて施策を不断に見直し、必要に応じて新しい施策等を追加していくことが肝要である。

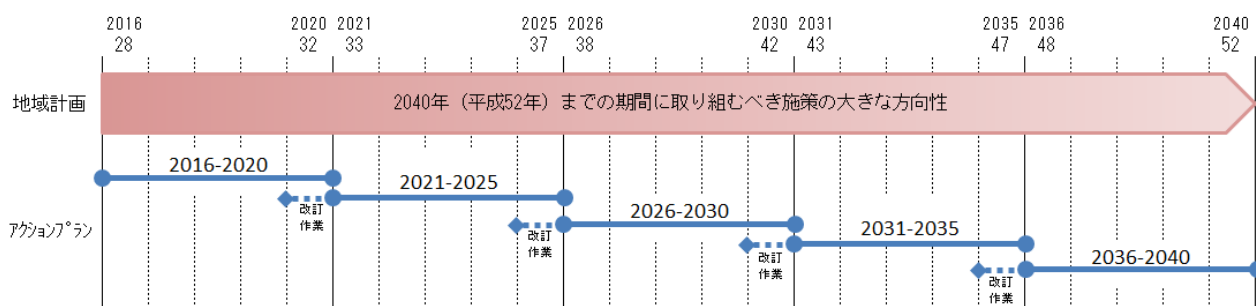
そのため、第2章で行ったリスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえた強靱化の推進方針を第3章に示すとおりとし、強靱化を推進するための主要施策を「田原市国土強靱化アクションプラン」として取りまとめ、これに基づき施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況の把握等を行い、強靱化の推進計画を見直すというPDCAサイクルをまわしていくこととする。

第2節 地域計画の不断の見直し

国の基本計画は、中長期的な視野の下での施策の推進方針や方向性を明らかにしていることから、概ね5年毎に計画の見直しを行うこととしている。

市の地域計画は、第1章「第3節 国土強靱化地域計画の位置付け」で示したとおり、2040年までの期間に取り組むべき施策の大きな方向性を記載するものとして策定しているが、今後、「アクションプラン」の改定等に合わせ、必要に応じて、内容を見直すこととする。

■計画期間の考え方



- ・地域計画の期間：2040年までの期間に取り組むべき施策の大きな方向性を記載
- ・アクションプランの期間：5か年の計画とし、毎年度進捗管理を行い、必要に応じ見直し

第3節 他の計画等の必要な見直し

基本法にもあるように、地域計画は、当該計画以外の国土強靱化に係る市の他の計画等の指針ともなるべきものであり、国土強靱化に関しては、アンブレラ計画としての性格を有するものである。

このため、地域計画を基本として、国土強靱化に係る市の他の計画について、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

(別紙)

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大規模地震による建物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

[脆弱性評価結果]	[現状値]
(住宅・建築物等の耐震化) ○ 住宅・建築物の耐震化の促進のため、様々な取組を行ってきたが、住宅の耐震改修の進みが伸び悩んでおり、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する必要がある。	◆住宅の耐震化率 86% (H27. 3)
(ブロック塀等耐震改修工事費助成) ○ ブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、道路を閉塞することにより避難や救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、ブロック塀等耐震改修工事助成事業の促進を図る必要がある。	◆助成件数 5 件 (H26 年度)
(市有施設の耐震化等) ○ 市有施設の耐震化は全て完了しているが、小中学校では窓ガラスの飛散防止フィルムの設置や、吊り天井撤去等の非構造部材の耐震化、市民館では多目的ホールの耐震化が必要な施設があるため、早期の完了が必要である。 ○ 多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、施設の大規模改修や建替え、設備等の更新が必要となってきた。施設利用者の安全を確保するため、施設管理者等による適切な維持管理、保全を実施していく必要がある。	◆非構造部材の耐震化が必要な施設数 小中学校 25 校 市民館 8 施設 (H27. 3)
(地区集会所等の耐震化) ○ 自主防災活動や地域コミュニティ活動の拠点である地区集会所等の耐震診断を行い、必要な建物には耐震改修補助を行っているが、耐震改修や建替えは地域で行うものであるため、費用の問題もあるが、耐震化の促進を図る必要がある。	◆地区集会所等の耐震化率 木造 91% 非木造 56% (H27. 3)
(簡易耐震対策費助成) ○ 住宅耐震化対策の補完として、防災ベッド、耐震シェルター等の設置費助成事業を実施しているが、耐震化できない住宅等の減災化の促進に取り組む必要がある。	◆助成世帯 4 世帯 (H26 年度)
(一時避難場所としての公園緑地等の整備) ○ 市街地や工業地域において火災が発生した場合、市街地には住宅が密集しており、延焼防止の緑地帯が不足している箇所がある。延焼防止の緑地帯の形成や、地震や火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備が必要である。	◆都市公園の供用面積 5.84 ㎡/市民 1 人当たり
(狭あい道路の解消) ○ 火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消が必要である。	
(関係機関との連携) ○ 消防署では、脱出不能者の救出訓練を行っているが、消防単独の訓練が主となっている。災害時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同で訓練を実施し、連携の強化を図っていく必要がある。	◆合同訓練実施 2 回/年 (H26 年度)

(耐震性防火水槽の整備) ○ 市内にある防火水槽のうち 147 基は 50 年以上経過し老朽化が進んでおり、大規模災害時には使用不能となる恐れがあることから、消防施設等整備事業計画に基づき、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る必要がある。	◆40 m³以上の防火水槽 730 基 うち耐震性防火水槽 296 基 (H27. 4)
(消防団員の確保) ○ 消防団員は、基本団員と機能別団員により、条例に規定する定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にある。そのため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団応援事業所制度を取り入れるなど行っているが、団員確保のためには、更に魅力ある消防団づくりが必要である。	◆消防団の条例定数 720 人 充足率 100% 基本団員 684 人 機能別団員 36 人 (H27. 4)
(地域防災力の強化) ○ 地震、津波から自分の命を守るために、耐震対策、家具固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る必要がある。 ○ 市政ほーもん講座、防災カレッジ、防災講演会、子ども防災教室等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行っているが、受講者は防災に対する意識の高い方が多いため、それ以外の方への効果的な啓発方法を考える必要がある。 ○ 現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して救命講習を開催しているが、大規模災害時の救命率を高めるため、受講者の年齢層を拡大し受講者を増やしていく必要がある。	◆自主防災会数 103 組織率 100% (H27. 4) ◆市政ほーもん講座受講者数 2, 137 人 (H26 年度) ◆救命講習受講者 4, 716 人 (H22～26 年度の平均値)
(防災訓練への外国人の参加) ○ 市内には、約 1, 200 人の外国人が居住している。災害時の避難場所の確認を始め、地域住民との連携・共助の観点から、地域で開催される防災訓練への参加の呼びかけを行っている。年々、参加者は増えてきているものの、更なる参加を促していく必要がある。	◆自主防災会一斉防災訓練の外国人参加者数 63 人 (H26 年度)
(小中学校で等の避難訓練) ○ 大規模地震発生時における校舎等建物の倒壊及び破損、窓ガラスの飛散、火災などによる負傷を回避するため、身の安全を確保した上で、その後、安全な場所(運動場等)に避難する訓練を全学校で年に数回行っているが、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況などを想定した訓練はほとんど実施していない。教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるために、訓練の充実を図る必要がある。 また、全保育園においても毎月避難訓練を行っているが、保育士の危機意識や判断力を高めるために、訓練の充実を図る必要がある。	◆防災訓練・避難訓練実施割合 小中学校 100% 保育園 100% (H26 年度)
(小中学校での防災教育) ○ 映像教材や副教材(本)などを活用した防災教育(防災意思向上)の取組を行っているが、教示的な指導が多く、実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいかといった「子ども自身が考える」取組が少ないため、震災時の行動を考える D I G などの取組が必要である。 ○ 地域の一員としての自覚を高め、防災意識の向上を図るためにも、地域の防災訓練に参加する小中学生の割合を高めていくことが必要である。	◆小中学校での防災教育の実施割合 100% (H26 年度) ◆自主防災会一斉防災訓練の小中学生参加者数 569 人 (H26 年度)
(小中学校の防災危機管理マニュアルの見直し) ○ 大規模地震発生時における対応マニュアルを作成し、職員で共有	◆小中学校の防災危機

しているが、様々な状況に対応したマニュアルになっているか、地域の実情にあっているかを、専門家（防災・消防関係者等）、地域の役員、保護者とともに検討していく必要がある。 ＜関係団体の取り組みや意見＞ ● 工場建屋について、耐震補強を行ってきたが、建屋内吊り架台が残っており、現在、計画的に撤去又は移設の対策を進行中である。 【トヨタ自動車】 ● 耐震性がなく津波浸水が想定される本店については高台移転、耐震性がない支店の建替えも検討している。【J A愛知みなみ】 ● 利用者や職員等の安全確保のため、避難訓練、安否確認システム運用等を定期的実施している。【J A愛知みなみ】	管理マニュアルの作成割合 100% (H27. 4)
--	-----------------------------------

1－2 大規模津波等による多数の死者の発生	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
（防災体制の整備） ○ 大規模津波等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同で訓練を実施し、連携の強化を図っていく必要がある。 （津波避難施設の整備） ○ 南海トラフ地震被害予測調査では、遠州灘沿岸の最大の津波高が21m、30cmの津波が最短6分で到達とされている。津波到達までに時間が短い地域で、浸水想定区域外まで避難が困難である地域では、緊急の避難場所として、人工高台（津波避難マウンド）の整備が必要である。 併せて、長期的な視点による緩やかな移転誘導の方策を検討する必要がある。 （避難路・避難経路等の整備） ○ 土地勘のない観光客が訪れる地域やサーフポイント、避難困難地域では、避難路・避難経路や避難誘導灯の整備、海拔標示板の設置、わかりやすい避難案内看板等の整備が必要である。 （津波避難体制の整備） ○ 避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める必要がある。 ○ 施設管理者のいない場所での観光客の避難誘導について検討が必要である。 ○ 避難に際しては、徒歩での避難を原則としているが、避難困難地域や要配慮者の避難方法として、地域ルールや徒歩以外での避難方法についても検討する必要がある。 ○ 臨海部で操業する企業や、海岸でレジャーを楽しむ人に対し、災害時における情報を確実に伝達するため、堤外地に6基（うち3基は広域型スピーカー）の防災行政無線を設置しているが、多くの従業員が働く臨海部は、避難路、避難場所で混乱をきたすことが予想されるため、臨海企業全体での訓練実施が必要である。 （観光事業者等を含めた津波避難訓練の実施） ○ 毎年、自主防災会やサーファーを中心とした津波避難訓練を実施しているが、観光客も多く訪れる地域でもあるため、観光事業者・宿泊事業者を含めた津波避難訓練や意識啓発が必要である。	◆合同訓練実施 2回/年（H26年度） ◆津波避難マウンド整備予定箇所 2か所 ◆道標プロジェクト実施（H25年度～） ◆避難勧告等の判断基準 H26.3作成、H26.7見直し ◆臨海企業懇話会一斉防災訓練 10/14実施（H27年度）

(避難行動要支援者の避難体制の整備)

- 高齢・障害等の個々の事情により、自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等、避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。
- 避難行動要支援者の情報を、自治会、自主防災会、民生委員と共有し、災害時の声掛けや避難に活用するため、災害時要援護者台帳を作成しているが、登録が必要な方への周知が不足している。また、地域支援者の設定がされていない人への支援方法を定める必要がある。

◆災害時要援護者管理
台帳登録率
29% (H27. 3)

(多様な情報収集・伝達手段の整備)

- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、防災カメラシステムの冗長化、防災行政無線の整備、デジタル無線・衛星携帯電話の配備、メール配信システムの導入など、多様な手段を取り入れているが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、更なる伝達手段の整備について検討を進める必要がある。また、要配慮者の対応なども併せて考える必要がある。

◆防災行政無線子局
253 基 (うち赤色回転
灯付き 36 基) (H27. 4)
防災カメラシステム
無線化 (H26 年度)

(海岸保全施設等による津波対策)

- 海岸堤防、防潮堤、樋門・陸閘及び河川堤防等の機能強化（耐力度、嵩上げ等）など、海岸保全施設の整備を推進していく必要がある。特に、遠州灘沿岸の津波危険地域では、津波被害の軽減のため、L1 津波に対応した海岸保全施設等の整備を促進していく必要がある。また、緊急輸送道路の代替的な役割が期待される県道城下田原線の未整備区間について、防災面に配慮した道路構造の調査、検討を行い、整備を推進する必要がある。

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流出しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

(河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)

- 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場については、地震後の地域の排水機能を確保するため、耐震補強を推進する必要がある。

(水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

- 津波により、水門等操作従事者の被災が考えられることから、操作従事者の安全確保及び確実な操作のため、津波の到達時間が短い河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する必要がある。

(海岸防災林の機能の維持・向上)

- 海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに、津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図るため、継続的な保育や改植工等を実施する必要がある。

(地域防災力の向上)

- 地震、津波から自分の命を守るために、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る必要がある。
- 市政ほーもん講座、防災カレッジ、防災講演会、子ども防災教室等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を行っているが、受講者は防災に対する意識の高い方が多いため、それ以外の方への効果的な啓発方法を考える必要がある。
- 現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右

◆自主防災会数 103
組織率 100%

◆市政ほーもん講座受
講者数 2,137 人
(H26 年度)

◆救命講習受講者

することから、市民等に対して救命講習を開催しているが、大規模災害時の救命率を高めるため、受講者の年齢層を拡大し受講者を増やしていく必要がある。	4,716人（H22～26年度の平均値）
（防災マップ等の普及・啓発） ○ 平成26年11月に愛知県から公表された津波防災地域づくり法に基づく浸水想定を基に、防災マップを修正し各戸配布を行ったが、「地区地震・津波避難マップ」、「防災減災お役立ちガイド」については、現在修正中であり、早期の配布により、普及啓発の推進を図る必要がある。 ○ 観光パンフレット、サイクリング向けパンフレットに、避難場所等を表示してあるが、地理に詳しくない観光客が見ても分かりやすいものとなるよう検討が必要である。	◆地区地震・津波避難マップ、防災減災お役立ちガイド改訂（H27年度）
（小中学校等での避難訓練） ○ 大規模地震発生時における避難訓練は、全学校で年に数回行っているが、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況などを想定した訓練はほとんど実施していない。教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるために、訓練の充実を図る必要がある。 ○ 津波による被害が想定される地域にある保育園では、地域や小学校と合同での避難訓練や、指定緊急避難場所までの避難訓練を実施している。非常時の園児の安全確保のため、定期的な訓練実施や地域との連携、職員の意識向上が必要である。	◆小中学校での避難訓練実施割合 100%（H26年度） ◆浸水想定区域内にある公立保育園 2園（H27.4）
（小中学校での防災教育） ○ 映像教材や副教材（本）などを活用した防災教育（防災意思向上）の取組を行っているが、教示的な指導が多く、実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいかといった「子ども自身が考える」取組が少ないため、発災時の行動を考えるDIGなどの取組が必要である。 ○ 地域の一員としての自覚を高め、防災意識の向上を図るためにも、地域の防災訓練に参加する小中学生の割合を高めていくことが必要である。	◆小中学校での防災教育の実施割合 100%（H26年度） ◆自主防災会一斉防災訓練の小中学生加者数 569人（H26年度）
（小中学校の防災危機管理マニュアルの見直し） ○ 大規模地震発生時における対応マニュアルを作成し、職員で共有しているが、様々な状況に対応したマニュアルになっているか、地域の実情にあっているかを、専門家（防災・消防関係者等）、地域の役員、保護者とともに検討していく必要がある。	◆小中学校の防災危機管理マニュアルの作成割合 100%（H27.4）
＜関係団体の取り組みや意見＞ ● 従業員全員に避難場所である「笠山農村公園」を周知するため、徒歩帰宅支援ルートマップの配布に加え、全社一斉訓練時に避難場所まで避難する訓練を実施した。【トヨタ自動車】 ● 伊良湖コミュニティ協議会では、小学生による手書きのメッセージ入りの海拔標示板設置や、地域内にあるホテルと地震・津波発生時の緊急の避難場所として協定の締結を行ったり、川岸地区では自主防災会による海拔標示板の設置を行っている。堀切コミュニティ協議会では、小学生と地域と一緒に避難訓練実施など、地域にあわせた自主防災活動等を行っている。【地域コミュニティ連合会】 ● 東日本大震災後に、津波被害が想定される地区において、自主防災会と市が協働で、一時避難場所や避難経路を記載した地震・津波避難マップを作成し、地区内全世帯に配布した。【地域コミュニティ連合会】	

1-3 大規模自然災害による広域かつ長期的な市街地等の浸水等

[脆弱性評価結果]	[現状値]
(避難体制の整備) ○ 避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、必要な基準の見直しと、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める必要がある。 (地域防災力の向上) ○ 災害から自分の命を守るために、各家庭における防災・減災対策を進めるとともに、防災リーダーの育成、自主防災組織の活性化を図る必要がある。 (ハザードマップの作成) ○ 近年、各地で多発する集中豪雨や、大型化する台風による浸水の恐れもあるため、内水については調査を行い、ハザードマップの作成・配布による周知が必要である。高潮については、平成 26 年 11 月に愛知県から公表された高潮浸水想定に基づき、ハザードマップを作成・配布による周知が必要である。 (高潮対策施設の整備) ○ 沿岸地域においては、高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場の整備などの高潮対策を進める必要がある。 ○ 田原市の臨海部を含む三河港には、堤外地に数多くの主要企業が立地している。また、三河港は完成自動車の国際海上輸送のハブ港として、我が国の自動車産業を支える重要な役割を持っている。平成 26 年 11 月に愛知県から公表された三河港の高潮浸水想定では、最大水位が 6.2m と想定され、堤外地の産業集積地のほとんどが浸水する結果となっている。三河港には防波堤が設置されているものの、近年大型化する台風や温暖化の影響により、万一、産業集積地が浸水すると、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済の衰退につながりかねない。この地域の産業・経済を守るためにも、堤外地の高潮対策について、検証を行いながら方策の検討を行う必要がある。 (河川・海岸堤防等の耐震化等の推進) ○ 河川及び水路については、台風の大型化やゲリラ豪雨への対応、インフラ老朽化など危機的な状況に適応する都市構造の構築に向け、河川及び水路のあり方を明確にする「田原市河川・水路整備方針」及び「整備プログラム」を策定し、市全域の排水体系を見直し、計画的な改修等を推進する必要がある。 ○ 河川・海岸の堤防、水閘門・排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。 (河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進) ○ 迅速かつ確実な操作及び水門等操作従事者の被害防止のため、津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する必要がある。 (排水施設の整備) ○ 市街地の雨水を排除し浸水被害の防止を図るため、雨水ポンプ場、雨水幹線及び雨水貯留施設等の雨水施設の整備を行っているが、施設整備においては、財源確保とともに、コスト削減を図り、効率的な整備を行う必要がある。 ○ 市内の主要な農業用排水機場の耐震診断は実施しているが、今後、改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る必要がある。	◆避難勧告等の判断基準 H26.3 作成、H26.7 見直し ◆自主防災会数 103 組織率 100%

(ため池の耐震化) ○ 市内の農業用ため池は、150 か所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を促進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。 (遠州灘の砂浜の回復・保全) ○ 海岸侵食の原因である土砂収支の地域的なアンバランスを解消するため、また、沿岸全域において海岸が被災を受けない砂浜幅を保持するため、潜堤整備、養浜による対策を行う必要がある。 <関係団体の取り組みや意見> ● 工場敷地全周に用水路を作って浸水対策を行っている。【トヨタ自動車】 ● 溶解炉の廃止及び保持炉の地上化は完了している。【トヨタ自動車】	◆耐震調査 21 か所完了 ハザードマップ 4 か所 作成完了 (H27 年度)
---	---

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(避難体制の整備) ○ 避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、必要な基準の見直しと、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める必要がある。 ○ 土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、情報伝達体制を確立する必要がある。 (土砂災害防止施設の整備促進) ○ 広域的に発生する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。 (防災意識・活動の啓発) ○ 田原市防災マップに土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の表示はあるが、避難経路等を示した土砂災害ハザードマップの作成、配布により、避難の重要性等の住民への周知が必要である。 <関係団体の取り組みや意見> ● 広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と市が行う警戒避難体制の確立を促進する必要がある。【愛知県】 ● 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。【愛知県】	◆避難勧告等の判断基準 H26.3 作成、H26.7 見直し ◆田原市内の土砂災害警戒区域 63 か所、特別警戒区域 56 か所、危険箇所 174 か所 (H27.10)

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(防災体制の整備) ○ 避難勧告、避難指示等の判断基準を定めているが、必要な基準の見直しと、日ごろから市民に対して周知を行い、適切な避難行動がとれるよう啓発を進める必要がある。 ○ 避難の遅れによる被害を軽減させるため、避難勧告等の判断を迅速に行うためのタイムラインの作成と、その体制を整備する必要がある。	◆避難勧告等の判断基準 H26.3 作成、H26.7 見直し

○ 大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練と、災害時の対応マニュアルの見直しが必要である。	
(電力の確保) ○ 大規模災害に備え、停電時の情報通信のための電力を確保する必要がある。	◆非常用発電機稼働時間 南庁舎 75 時間、北庁舎 11 時間、渥美支所 5.5 時間、消防署 9 時間
(情報通信手段の多重化) ○ 災害情報の伝達のため、防災行政無線での広報、メール配信等を行っているが、機器の故障等により情報の途絶が考えられることから、情報通信手段の多重化を図るとともに、市民自ら情報の収集等、行動ができるよう周知をする必要がある。	
(外国人への情報伝達) ○ 市内には、約 1,200 人の外国人が居住しており、外国語（英語、中国語）版防災マップの作成や海拔標示板に外国語表記を行っているものの、緊急時の外国人への災害情報の伝達手段が十分に整っていないため、伝達体制の整備・強化を図る必要がある。	◆防災マップ外国語版（英語、中国語）作成（H27 年度）
(避難場所・避難所の案内表示) ○ 民間の集客施設やバス停などで、避難場所・避難所の案内表示が十分でないため、案内表示の依頼や、沿道等における案内表示を進める必要がある。	◆渥美線の全ての駅で避難場所案内表示
(避難行動要支援者の避難体制の整備) ○ 避難行動要支援者の情報を、自治会、自主防災会、民生委員と共有し、災害時の声掛けや避難に活用するため、災害時要援護者台帳を作成しているが、登録が必要な方への周知が不足している。また、地域支援者の設定がされていない人への支援方法を定める必要がある。	◆災害時要援護者管理台帳登録率 29% (H27. 3)
(防災マップ等の作成) ○ 平成 26 年 11 月に愛知県から公表された津波防災地域づくり法に基づく浸水想定をもとに、防災マップを修正し各戸配布を行ったが、地区地震・津波避難マップ、防災・減災お役立ちガイドについては、現在修正中であり、早期の配布により、普及啓発の推進を図る必要がある。 ○ 市内の農業用ため池は、150 か所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。	◆地区地震・津波避難マップ、防災・減災お役立ちガイド改訂（H27 年度） ◆耐震調査 21 か所完了 ハザードマップ 4 か所作成完了（H27 年度）
(市民等への意識啓発及び防災教育) ○ 市民の防災意識の高揚や家庭・事業所における防災対策を促進するため、ほーもん講座や防災講演会等、防災に関する知識の普及啓発を行うとともに、防災教育を推進する必要がある。 ○ 現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して救命講習を開催しているが、大規模災害時の救命率を高めるため、受講者の年齢層を拡大し受講者を増やしていく必要がある。 ○ 津波や火災等のさまざまな災害から子どもたちの命を守ることができるよう、学校や保育所において、あらゆる場面を想定した防災教育・訓練を推進する必要がある。	◆市政ほーもん講座受講者数 2,137 人 (H26 年度) ◆救命講習受講者 4,716 人 (H22～26 年度の平均値)

＜関係団体の取り組みや意見＞

- 災害対応の迅速化・高度化を図るため、「統合災害情報システム(DiMAPS)」について、消防や警察などの実働部隊に対して、道路の通行可否情報等の災害情報の共有を行う。【中部地方整備局】
- 伊勢湾口沖に設置したGPS波浪計観測データについて、平成 25 年度末から、港湾管理者、関係自治体へ、津波観測情報として配信の試行運用を開始している。【中部地方整備局】
- 市役所から各企業の防災担当者のパソコン、携帯へ災害情報を送信するメール体制を構築済みであり、平時は、台風等の警戒情報や、企業防災に関する情報を送信し、通信状況や適正な受信者の確認を行っている。また、企業連絡網（電話・FAX）を作成し、災害情報の入手が可能な体制を確保済みである。【臨海企業懇話会】
- 災害時の通信手段として、市役所から懇話会の代表幹事会社4社に貸与されたデジタル防災無線を使用し、市役所と月2回の通信訓練を実施している。【臨海企業懇話会】
- 無線及び衛星携帯電話による情報伝達訓練を実施している。【トヨタ自動車】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
〔脆弱性評価結果〕	〔現状値〕
（水・食料等の備蓄） ○ 平成 24 年度に作成した備蓄計画により、計画的に食料・飲料水の備蓄を行っているが、平成 26 年度に実施した南海トラフ地震被害予測調査結果に基づき、備蓄量の見直しが必要である。併せて、生活必需品の備蓄の見直しも行う必要がある。 ○ 現在、備蓄計画に基づいて計画的に食糧等の備蓄を行っているが、市だけでは対応しきれないことが予想されるため、併せて自主防災会や企業、家庭での備蓄を促進していく必要がある。 ○ 発災直後の被災地域では、要配慮者等の「普通の食事ができない人」への支援が必要となる。市の備蓄もあるが、それがすぐに必要な人へ届くとは限らないため、妊婦、乳幼児（粉ミルク、離乳食が必要な人）、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等に向けて、平時からの備えについて、チラシ配布や講座により啓発を行っておく必要がある。 ○ 災害時の飲料水確保のため、市内に 11 か所の飲料水兼用耐震性貯水槽を整備しているが、20 年経過しているものもあるため、定期的な点検、計画的な補修等、適切な維持管理をしていく必要がある。 （物資の調達体制の構築） ○ 災害時の応急生活物資の調達のため、小売店、市内 2 商工会、J A 等と物資の調達に関する協定を、また、物資等の輸送について、陸運協会と協定を締結しているが、平時から関係者との連絡体制の構築、連携強化を図る必要がある。 ○ 災害時に救援物資の受け入れ等を行う物資集積拠点として 2 事業所と協定を締結し、施設使用については施設管理者と調整を行っているが、物資の受入れや配送がスムーズにできるよう、マニュアルを作成し、対応手順の確認等の訓練を実施する必要がある。 （上水道施設の耐震化等） ○ 市内の水道管の多くは、昭和 40 年代後半から 50 年代前半に敷設され、老朽化が進んでいるため早急かつ計画的に更新が必要である。 ○ 配水施設に自家発電装置は備えているが、長期間には対応していないため、必要な電気エネルギーの確保について検討する必要がある。 （応急給水体制の構築） ○ 給水施設が被災することにより、送水できないことが考えられるため、応急給水計画の見直し等、給水車等応急給水体制を強化する必要がある。 （栄養・食生活支援マニュアルの作成） ○ 被災地住民の食生活や栄養状態がより早く平常時までに回復できるよう、関係する機関、職種と連携を図りながら、支援活動を効果的に展開するために「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作成しておく必要がある。	◆備蓄量 食料 126,782 食 飲料水 22,056ℓ マンホールトイレ・組立トイレ 807 基 簡易トイレ 12,760 袋 (H27.3) ◆市内の耐震性貯水槽数 11 か所 (H27.3) ◆物資調達協定 田原市商工会、渥美商工会 (H27.3) ほか ◆輸送協定 田原陸運協会 (H20.9) ◆包括協定 J A 愛知みなみ (H26.1) ◆耐震適合性がある管の割合（基幹管路）16.9% (H27.3) ◆応急給水計画改訂 (H24.4) ◆「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」作成 (H27 年度)

（輸送ルートの確保対策）

- 南海トラフ地震の被害想定によると、国道 259 号では谷熊・伊川津・亀山・伊良湖地区等で、国道 42 号では堀切・伊良湖地区、赤羽根漁港周辺等で、津波による緊急輸送道路の浸水が想定されている。物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備が必要である。
また、緊急輸送道路の代替的な役割が期待される県道城下田原線の整備を進める必要がある。
- 耐震強化岸壁等の輸送基地の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、甚大な被害の恐れのある地域やその他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の整備や発着岸壁の耐震強化を図る必要がある。
- 物資輸送に関わる緊急輸送道路等の排水施設において、液状化による管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する必要がある。
- 輸送ルートや地域交通ネットワークが途絶した場合、迅速な道路啓開が必要となるため、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を図る必要がある。

＜関係団体の取り組みや意見＞

- 大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するため、港湾管理者、海上保安庁等と連携して、緊急確保航路の効率的な航路啓開の実施体制の強化を図る必要がある。【中部地方整備局】
- 三河港神野地区において、平成 29 年度末までの予定で、発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深 12m の耐震強化岸壁の工事を施工中。【中部地方整備局】
- 水資源機構（豊川用水二期事業）では、幹線水路について、平成 11 年度から大規模地震対策と複線化を目的として整備を進めてきており、平成 27 年度までに幹線水路全体の 2/3 の対策が完了する予定である。残りの 1/3 が未対策となっているため平成 28 年度以降も引き続き整備を進めていく。【農林水産事務所】
- 企業防災ワークショップを開催し、災害時における行政機能の低下（喪失）や、道路・電気・通信インフラ等の寸断による事例を紹介し、企業が平時から防災資機材や従業員の飲料水、食料等の備蓄、点検を行う必要性を啓発している。【臨海企業懇話会】
- 現在、非常食の備蓄は 3 日分であるため、今後計画的に追加していき、1 週間分を備蓄する予定である。【トヨタ自動車】
- J A グループ愛知で「備蓄相互援助制度」を構築。【J A 愛知みなみ】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

[脆弱性評価結果]	[現状値]
（孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進） ○ 災害時の救助や輸送等のため、孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備を推進する必要がある。特に津波浸水による甚大な被害が想定される地域等では、道路網の充実に努める必要がある。また、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る必要がある。 （情報収集・伝達手段の充実） ○ 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、防災カメラシステムの冗長化、防災行政無線の整備、デジタル無線・衛星携帯電話の配備、メール配信システムの導入など、多様な手段を取り入れているが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、更なる伝達手段の整備について検討を進める必要がある。	◆孤立危険地域 堀切町、日出町、伊良湖町、西山町、亀山町、小中山町、中山町、白谷町（H27.4） ◆防災行政無線子局 253 基（うち赤色回転灯付き 36 基）（H27.4） 防災カメラシステム無線化（H26 年度）

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(受援体制の整備) ○ 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。 ○ 県内外からの広域的な受援のために、応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点を、関係機関との調整の上、確保しておく必要がある。 (防災拠点の機能強化) ○ 超広域災害の場合、被害も甚大であることから、市そのものが孤立する可能性もあるため、防災拠点として、地域バランスに応じ引き続き消防署、赤羽根分署、渥美分署を配置し、併せて人員体制など機能強化をしておく必要がある。 (関係機関との連携) ○ 消防署では、脱出不能者の救出訓練を行っているが、消防単独の訓練が主となっている。災害時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同で訓練を実施し、連携の強化を図っていく必要がある。 ○ 災害現場で迅速かつ的確な避難、救助活動及び被災者救援活動等を実施できるよう、情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図ることを目的として、田原災害対策連絡会を設置している。（構成員 田原市、消防本部、消防団、自主防災会、三河海上保安署、田原警察署、安全波乗隊） (消防団員の確保) ○ 消防団員は、基本団員と機能別団員により、条例に規定する定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にある。そのため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団応援事業所制度を取り入れるなど行っているが、団員確保のためには、更に魅力ある消防団づくりが必要である。 (消防団詰所等の整備) ○ 消防団詰所・車庫は、老朽化や待機空間の確保のための建替え、津波浸水想定区域外への移設等を行うとともに、装備品の充実など活動環境の整備を行い、消防団の充実強化を図る必要がある。 (自主防災組織の充実) ○ 市内には103の自主防災会があり、自主防災組織の充実、活動の活性化のための支援（財政的支援、活動支援）を行っているが、その活動や訓練等を通じて、市民の防災意識の向上に努め、更なる組織の充実に取り組む必要がある。 <関係団体の取り組みや意見> ● 企業が保有する資機材を始め、人材や技能（産業医、看護師）の連携によって、救出活動や救護活動が展開できるよう、構成企業が一斉、又は個別に防災訓練を実施し、自助及び共助による企業防災力（組織力）の構築に努めている。【臨海企業懇話会】	◆相互応援協定 多治見市、宮田村、松本市、苫小牧市、宮若市、三遠南信地域（26市村）、喫鳴協議会（11市町村） ◆緊急消防援助隊受援計画策定（H23.8） ◆消防本部25人、消防署46人、赤羽根分署17人、渥美分署31人（H27.4） ◆合同訓練実施 2回/年（H26年度） ◆田原災害対策連絡会設置（H27.1.6） ◆消防団の条例定数720人 充足率100% 基本団員684人 機能別団員36人（H27.4） ◆津波浸水想定区域内の消防団詰所・車庫2施設（H27.4） ◆自主防災会数103 組織率100%

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保) ○ 市庁舎や消防署等の防災拠点において、非常用電源設備の機能強化を図るほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討しておく必要がある。 ○ 最低限の活動に必要な燃料等の備蓄を行うとともに、自動車用燃料油類の優先供給について石油商業組合との協定締結を行っているが、救助・救急、医療活動等の緊急車両への石油供給を行う中核SSが市内にないことから、協定先である組合との平時からの連携を強化し、燃料供給体制の構築を行う必要がある。 (道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進) ○ 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。 <関係団体の取り組みや意見> ● 企業が保有する自家用発電機や資機材（PHV電源、廃バッテリー電源等）の有効活用によって、電気エネルギーを要する諸活動の共同利用に関して、情報共有を図っている。【臨海企業懇話会】	◆非常用発電機稼働時間 南庁舎 75 時間、北庁舎 11 時間、渥美支所 5.5 時間、消防署 9 時間 ◆燃料油類供給協定 石油商業組合（H15.4）

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(帰宅困難者対策の実施) ○ 臨海部には、約 15,000 人が就業しており、大規模災害が発生した場合、多数の帰宅困難者となり、避難場所等で混乱をきたすおそれがあるため、防災倉庫や防災機能を備えた一時的な避難場所として笠山農村公園の整備を行っている。また、田原臨海企業懇話会と協働で「災害時徒歩帰宅支援ルートマップ」を作成・配布しているが、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置等、最新情報を周知するため、定期的なルートマップの改訂を行う必要がある。 ○ 臨海部の就業者が、災害時に避難、帰宅の際、混乱をきたさないようにするため、臨海企業合同での避難訓練の実施や、各企業での従業員の飲料水・食料の備蓄が必要である。 (物資の供給やルートの確保) ○ 緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。 <関係団体の取り組みや意見> ● 帰宅困難者調査により、復旧管理業務等によって帰宅できない従業員約 200 名のため、耐震化され長期宿泊可能な施設を確保し、同	◆災害時徒歩帰宅支援ルートマップ改訂 (H27 年度)

時に、各事業所において飲料水、食料、寝具、簡易トイレ等の備蓄にも取り組んでいる。そのほか、施設内の企業版資機材倉庫にも、従業員の徒歩帰宅支援を行うため、必要な備蓄品を保管するように努めている。【臨海企業懇話会】 ● 臨海企業従事者のうち、業務等で帰宅できない約 200 名について、吉胡寮での受入体制を整えている。【トヨタ自動車】	
---	--

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(「命の道」となる幹線道路の整備) ○ 市内には、災害拠点病院はなく、二次救急医療病院が 1 か所であり、診療所も医師の高齢化等により、年々、減少し無医地区も出てきている。救急搬送の収容所要時間は、平時であっても、二次救急医療病院まで平均 32.4 分、三次救急医療病院であり災害拠点病院でもある豊橋市民病院まで平均 52.2 分を要している。また、搬送時間でみると、大久保町・野田町・赤羽根町以西で 30 分を超えており、三次救急医療の空白地域となっており、伊良湖、日出地区に至っては、二次救急医療の空白地域となっている。半島を縦貫する幹線道路は、災害時だけでなく、平時においても、救急医療の観点から「命の道」となるものである。命を守るためにも、幹線道路の整備、道路交通ネットワークの確立が必要である。 (地域医療の確保) ○ 市内の二次救急医療病院では、医師数の減少に伴い、診療科が減少している。また、診療所は、医師の高齢化等により、年々減少し、無医地区が出てきている。災害時だけでなく、平時からの医療体制を確保するため、医師の確保及び地域医療を守り育てる体制づくりが必要である。 (医師会等との連携) ○ 大規模災害時の初動期は、市独自で医療救護活動を実施することとなっており、市医師会・歯科医師会・薬剤師会（三師会）と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しているが、市内の医療機関等の状況からも、医療機関・医療救護所での医師及び看護師の不足が懸念されるため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、通信手段の確保について検討しておく必要がある。 ○ 毎年、三師会に参加をいただき、総合防災訓練で、トリアージ・応急手当訓練を実施している。災害時看護師等ボランティア研修会や救急病院と合同でトリアージ訓練も行っている。その外、初動期の訓練や情報伝達訓練も実施している。平常時の訓練は、技術を身に着けるためにも継続して行っていくことが重要であり、不測の事態に対応でき、臨機応変に動ける実践的な訓練を検討しながら、引き続き行っていく必要がある。 ○ 大規模災害が発生した際、医療に関する調整をするために、県は二次医療圏単位で災害医療対策会議を設置することになっているが、医療資源の調整及び患者搬送の調整等を図るため、引き続き協議が必要である。 (災害時看護師等ボランティアの登録) ○ 市の医療救護体制の確保のため、市民から看護職を募集し、災害時看護師等ボランティアとして登録を行っているが、毎年、数名の登録がある一方で、登録を取り消す人もおり、活動の内容や身分保	◆二次救急医療病院までの所要時間 平均 32.4 分 三次救急医療病院までの所要時間 平均 52.2 分 ◆病院・診療所数 田原地域 19 か所 渥美地域 8 か所 (H27. 7) ◆医師確保修学資金等 貸与 7 名、延べ 10 名 (H27 年度) ◆医療救護協定 医師会 (H23. 3) 歯科医師会 (H24. 12) 薬剤師会 (H24. 5) ◆災害時看護師等ボランティア登録数 28 人 (H27. 10)

障などの見直しを行っていく必要がある。

（医薬品等の調達）

- 災害時に必要となる医薬品及び衛生機材の調達を含む医療救護活動について、市薬剤師会と協定を締結しているが、医薬品等が不足した場合に備え、関係機関と連携し調達体制の整備を図る必要がある。

（市民への啓発）

- 医療機能が麻痺することで、特に慢性疾患用の処方薬の不足が懸念される。また、医療機器使用者や特別な医薬品を使用している難病患者等が、必要な治療や処置を受けられないことは、命に係わる問題である。患者本人やその家族に対して、災害に備えた準備を広報紙や講座等で啓発をしているが、周知が不十分であるため、更なる周知とともに、医療機関や薬局等と連携した啓発が必要である。
- 浸水・津波、建物倒壊による重軽傷者がかなりの数で予測されているが、市内の医療機関の状況から、傷病者の対応ができないことが予測される。市民には、平常時からの準備や、発災時の医療救護所や診療所と救急病院の役割を周知、理解してもらい、適切な受診行動を行う等、円滑な医療体制を構築する必要がある。

（輸送体制の検討）

- 道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が考えられることから、関係機関と連携強化が必要である。
- 大規模災害時において、多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ的確に対応できるようにするため、年1回、二次救急医療病院と合同でトリアージ訓練を実施しているが、収容能力を超えて管外搬送となった際に、陸路・空路等を含めた搬送手段及び主要医療機関確保等を検討しておく必要がある。
- 災害発生時の透析患者や在宅酸素療養者等への支援体制について、輸送体制とともに検討しておく必要がある。
- 要配慮者については、公共施設の福祉避難所の指定や、民間事業所の福祉避難所としての利用の協定締結、人的支援・物的支援協定の締結を行っているが、福祉避難所への輸送体制の検討を行う必要がある。

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。

（救急搬送の遅延の解消）

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。

（福祉施設等の高台移転等）

- 市内には、浸水区域内に民間の診療所や福祉施設が複数あるが、特に、津波到達までに時間が短い地域にある福祉施設については、避難等のソフト対策のみでは対応が困難である。そのため、集落の移転を伴わない高台移転について、財政的支援等の検討が必要である。

◆ 浸水区域内にある診療所数8か所、福祉施設12か所（H27.10）

＜関係団体の取り組みや意見＞ ● 企業で従事する産業医や看護師を始め、医療従事資格者や防災士資格を有する従業員を中心として、医薬品の共有化とトリアージ等により軽傷患者から重篤患者の医療救護を継続できる組織力の向上に努めている。【臨海企業懇話会】 ● トヨタ救護員（救命技能取得者）を各グループ各組1名以上確保済み（現在 800 人）。今後も、救命講習会を定期開催し、取得者確保予定である。【トヨタ自動車】	
--	--

2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生	
〔脆弱性評価結果〕	〔現状値〕
（予防・防疫体制の構築） ○ 浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる箇所の迅速な把握と、早期に消毒の実施ができる体制づくりが必要である。 ○ 避難所等の集団生活では、感染症が集団的に起こりやすい。またエコノミー症候群や生活不活発病などの発症も懸念される。災害時に適切な保健行動がとれるように、自主防災会や団体等で災害時の環境整備や感染症対策等の知識の啓発を引き続き行っていく必要がある。 （災害時保健活動マニュアルの改訂） ○ 平成 22 年 4 月に「田原市災害時保健活動マニュアル」を策定しているが、愛知県が医療救護活動の体制の見直しをしていること、東日本大震災のような大規模災害では派遣受入の対応が必要なことなどを踏まえ、初動期対応の見直し、派遣受入の追記など、マニュアル改訂が必要である。 （物資の備蓄） ○ 南海トラフ地震被害予測調査の想定では、避難所避難者数が最大で 21,718 人と想定されており、避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を強化する必要がある。 （下水道処理施設等の津波・高潮対策） ○ 施設の老朽化対策として、計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策を図り、施設の継続的な機能確保を図る必要がある。 （下水道業務継続計画の策定） ○ 被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道 B C P を策定する必要がある。 （災害廃棄物処理計画の策定） ○ 災害廃棄物の仮置場や災害廃棄物処理体制、運搬ルートなど十分検討されていないため、災害廃棄物処理計画の策定が必要である。 （遺体収容体制等の構築） ○ 南海トラフ地震被害予測調査結果では、1,571 人の死者の発生が想定されており、遺体の大量腐敗による環境悪化及びそれに起因する感染症等の蔓延を防ぐため、遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制の構築をしておく必要がある。 ○ 愛知県内市町村等で、災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定を締結しているが、超広域災害に備え、広域応援体制の構築をしておく必要がある。	◆災害時保健活動マニュアル策定（H22.4） 改訂（H27 年度） ◆マンホールトイレ・組立トイレ 807 基 簡易トイレ 12,760 袋 （H27.3） ◆公共下水道長寿命化計画策定（H26.2） ◆簡易版 BCP 策定 （H27.2） ◆災害廃棄物処理計画の策定 27 年度 ◆遺体取扱訓練 1 回/年（H26 年度～） ◆葬祭用品供給・遺体搬送等協力協定 7 事業所（H25.4） ◆火葬場の相互応援協力協定 県内市町村（H18.3）

- | | |
|--|--|
| ○ 多くの死者が想定されているため、応急仮埋葬を行う場所についても、予め検討しておく必要がある。 | |
|--|--|

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
<関係団体の取り組みや意見> ● 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避する必要がある。また、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制の早期構築が必要である。【県計画】 ● 安全な交通の確保について、交通秩序の維持を目指した信号機電源付加装置の整備等を、中長期的な視点から着実に整備を進める必要がある。【県計画】	

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(業務継続体制の整備) ○ 南海トラフ地震の被害想定結果により、平成 24 年度に策定した田原市業務継続計画の改定や災害対策本部運営チェックマニュアルの見直しが必要である。また、これらに基づく訓練の実施など、業務継続体制を強化していく必要がある。 (市有施設の機能確保) ○ 大規模災害発生時には、大半の市有施設が活動拠点や避難所として活用されることが考えられるため、設備の整備、機能面の充実を図る必要がある。 ○ 市庁舎や消防署等の防災拠点において、電力・通信の対策を強化する必要がある。また、市庁舎や消防署には非常用発電機が整備してあるが、非常用電源に用いる燃料の調達方法について、検討を行う必要がある。 ○ 大規模災害の停電に備え、市有施設への太陽光発電設備等の導入を進める必要がある。 <関係団体の取り組みや意見> ● 広域防災拠点等の整備による広域的な防災ネットワークを形成するため、中部圏における大規模な広域防災拠点等（司令塔：三の丸地区・静岡県庁、高次支援：名古屋港・県営名古屋空港・富士山静岡空港）及び広域防災拠点（広域・甚大被害に対する後方支援：県域を越えて国と県が協力して活動する拠点）について整備計画を策定し、具体的な整備の進捗を図る。特に三の丸地区については、政府現地対策本部施設を整備する。【中部地方整備局】	◆田原市業務継続計画策定（H25.3） 災害対策本部運営チェックマニュアル改訂（H25.3） ◆PHV 1台 普通充電器 3基 ◆非常用発電機稼働時間 南庁舎 75 時間、北庁舎 11 時間、渥美支所 5.5 時間、消防署 9 時間

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(庁舎等の電力確保対策の推進) ○ 停電時に各種機器の電源を確保する観点から、非常用電源の燃料の調達方法を検討するとともに、災害時の情報システムの運用について、燃料の枯渇等により通信が行えなくなった場合でも、紙媒体等による運用方法などについて検討を行う必要がある。 (情報ネットワーク機器の移管等) ○ 浸水を始めとする被災時の電源喪失を防ぐため、庁内ネットワーク機器の移管及びサーバーの移設は完了しているが、庁舎等の被災時における重要データ保管のため、基幹システム等のクラウド化等も検討していく必要がある。 (災害時情報提供の多重化) ○ 防災行政無線の整備、市内公共施設等へのデジタル無線の配備、衛星携帯電話の配備等、多様な手段による情報提供を行っているが、より多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、更なる伝達手段の整備について検討を進める必要がある。 <関係団体の取り組みや意見> ● 企業が保有する自家用発電機や資機材（PHV電源、廃バッテリー電源等）の有効活用によって、電気エネルギーを要する諸活動の共同利用に関して、情報共有を図っている。【臨海企業懇話会】 ● 非常時の通信手段として、工場長、各事務局長が衛星携帯電話を所持しており、全社一斉防災訓練時に情報伝達訓練を実施予定である。【トヨタ自動車】	◆ 庁内ネットワーク機器の移管及びサーバーの移設（H27.3）

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
〔脆弱性評価結果〕	〔現状値〕
（企業BCP策定の促進） ○ 大規模災害発生時には、業務の継続や早期復旧のため、BCPの策定の必要性を周知する必要がある。 （地域連携BCP策定の促進） ○ 大規模災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCPに加え、企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図る必要がある。 （道路ネットワークの整備、道路・港湾施設の災害対策の推進） ○ ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流施設・ルートの対災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。 （道路・橋梁に関する耐震化等の対策） ○ 災害時に基幹的交通ネットワークが寸断されないよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策により、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。 ○ 大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。 （高潮対策施設の整備） ○ 田原市の臨海部を含む三河港には、堤外地に数多くの主要企業が立地している。また、三河港は完成自動車の国際海上輸送のハブ港として、我が国の自動車産業を支える重要な役割を持っている。平成26年11月に愛知県から公表された三河港の高潮浸水想定では、最大水位が6.2mと想定され、堤外地の産業集積地のほとんどが浸水する結果となっている。三河港には防波堤が設置されているものの、近年大型化する台風や温暖化の影響により、万一、産業集積地が浸水すると、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済の衰退につながりかねない。この地域の産業・経済を守るためにも、堤外地の高潮対策について、検証を行いながら方策の検討を行う必要がある。 <関係団体の取り組みや意見> ● 三河港神野地区において、平成29年度末までの予定で、発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深12mの耐震強化岸壁の工事を施工中。【中部地方整備局】 ● 豊橋航路の北と南にある2本の防波堤は、南海トラフ地震・津波に対応した嵩上げ等の耐震補強が概ね完了し、津波や高潮に対し、効果を発揮できる状況にある。【中部地方整備局】 ● 港湾法改正により、指定された伊勢湾内の緊急確保航路を迅速に啓開するための航路啓開計画を検討中（H27年度予定）。【中部地方整備局】 ● トヨタグループを始め、近隣企業も含め「防災に関する臨海企業の集い」を開催し、1か月以内で生産再開に向けたシナリオを検討中である。【トヨタ自動車】 ● 緊急時の職員の行動をマニュアル化した「災害対応マニュアル」	

は作成しているが、J A機能を維持するため、各事業活動体制について「業務継続計画」、「業務継続手順書」の見直し、経済事業の復旧についての検討が必要である。【J A愛知みなみ】	
---	--

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備) ○ 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により整備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。 <関係団体の取り組みや意見> ● 工場敷地内4か所にガソリン地下タンクを保有。常時、半分以上を義務付けている。【トヨタ自動車】	

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化) ○ 石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関が連携し防災体制の充実強化を図る必要がある。 (特定・準特定屋外タンクの耐震化) ○ 市内には、特定屋外タンク(18基)及び準特定屋外タンク(7基)が計25基設置されている。中部電力渥美火力発電所においては、特定・準特定屋外タンクを17基所有し、H29.3.31までに休止予定の未耐震化の特定屋外タンク4基以外は耐震化を終えている。 その他の事業所が所有している準特定屋外タンク2基が不適合であるため、耐震基準への適合期限であるH29.3.31までに、計画的な耐震化の促進が必要である。	◆特定事業所数 1事業所(H27.4) ◆不適合屋外タンク数 2基(準特定) (H27.4)

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築) ○ 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。 (海上輸送拠点の耐震化等の促進) ○ 海上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化等、港湾における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。	

(海上輸送機能に係る災害対応能力の強化) ○ 港湾BCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の同時多発被災による対応力不足への対応を検討する必要がある。 ＜関係団体の取り組みや意見＞ ● 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業に向けて、ヘリコプターや空中写真を活用した被災状況の把握や、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活用可能な防災機関相互の通信手段の構築、道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定、対空表示（ヘリサイン、地点番号）の導入など、事前における対策や体制の構築が必要である。【中部地方整備局】 ● 南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画（伊勢湾BCP）を検討中（H27年度予定）。【中部地方整備局】	
---	--

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(圏域内外の連携を支える国土軸の形成) ○ 我が国の東西交通の大動脈である東名・名神高速道路、新東名・新名神高速道路のほか、中央自動車道、東海北陸自動車道、東名阪自動車道が接続している名古屋市周辺地域が甚大な被害を受けた場合に備え、国・県レベルで予め代替ルートを検討しておく必要がある。 ○ 太平洋新国土軸に沿った三遠伊勢連絡道路、三遠南信自動車道と名豊道路を接続する浜松三ケ日・豊橋道路の整備により、冬季積雪時の影響が比較的小さく、災害における広域代替輸送ルートの確保が可能であり、また、平時においても、中部圏の産業集積や観光資源等を生かした圏域内外の連携・交流・地方創生を支える社会基盤としてその機能を発揮し、我が国全体の発展に寄与することができることから、長期的視点からの取組が必要である。 (地域を支える幹線道路網の整備促進) ○ 大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、災害に強い道路ネットワークの構築が重要である。特に高規格幹線道路へのアクセスとなる幹線道路については、災害時だけでなく平時においても、本地域の重要産業である工業、農業を支える物流ルートとして、また、迅速な救急医療活動を支える命の道として、そして住民の利便性、観光交流・地域間交流の活性化にもつながるものとして、「東三河1時間交通圏」の確立を目指し、幹線道路網の整備促進を図る必要がある。 (交通施設の防災対策の推進) ○ 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策及び社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。また、現在行われている港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を引き続き着実に推進する必要がある。 ○ 大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有効的に機能するよう、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等を検討する必要がある。 (輸送モードの連携・代替性の確保) ○ 災害時における輸送モード相互の連携・代替性を確保し、公共交	

通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・市民等への提供に向けた体制を構築する必要がある。

（道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施）

- 災害時に基幹的交通ネットワークが寸断されないよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策により、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。
- 大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等について検討する必要がある。
- 市全域の道路体系を見直し、道路整備のあり方を明確にする「田原市道路整備計画」及び「整備プログラム」を策定し、計画的な整備促進を図る必要がある。

（海上輸送拠点の耐震化等の促進）

- 海上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化等、港湾における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。

<関係団体の取り組みや意見>

- 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業に向けて、ヘリコプターや空中写真を活用した被災状況の把握や、電子基準点や標高データ等を活用した情報図の整備、災害時に活用可能な防災機関相互の通信手段の構築、道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画の策定、対空表示（ヘリサイン、地点番号）の導入など、事前における対策や体制の構築が必要である。【中部地方整備局】
- 三河港神野地区において、平成 29 年度末までの予定で、発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深 12m の耐震強化岸壁の工事を施工中。【中部地方整備局】
- 豊橋航路の北と南にある 2 本の防波堤は、南海トラフ地震・津波に対応した嵩上げ等の耐震補強が概ね完了し、津波や高潮に対し、効果を発揮できる状況にある。【中部地方整備局】
- 南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画（伊勢湾 B C P）を検討中（H27 年度予定）。【中部地方整備局】
- 幹線道路意見交換会に参加し、幹線道路網の整備推進に取組み、慢性的な交通渋滞の解消によって、市民生活における移動時間の短縮や企業物流におけるコスト縮減に努めている。また、平常時の幹線道路網が、災害時における緊急輸送道路網の利活用に貢献するものであり、企業などの早期復旧、復興に寄与するものとして取組んでいる。【臨海企業懇話会】

５－６ 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

[脆弱性評価結果]	[現状値]
（金融機関における防災対策の推進） ○ 金融機関の B C P の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。	

5-7 食料等の安定供給の停滞

[脆弱性評価結果]	[現状値]
(農業基盤等の整備) ○ 一年を通じて温暖な気候に恵まれている本市の農業産出額は全国一であり、平時はもとより、大規模災害時においても、市のみならず被災地への食料の安定供給を行うという重要な役割を果たすことが求められる。そのため、担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する必要がある。 (サプライチェーン輸送モードの強化) ○ 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、空港等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。 (港湾物流インフラ網の構築) ○ 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。 <関係団体の取り組みや意見> ● 水資源機構（豊川用水二期事業）では、幹線水路について、平成11年度から大規模地震対策と複線化を目的として整備を進めてきており、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の対策が完了する予定である。残りの1/3が未対策となっているため平成28年度以降も引き続き整備を進めていく。【農林水産事務所】 ● 現在、非常食の備蓄は3日分であるため、今後計画的に追加していき、1週間分を備蓄する予定である。【トヨタ自動車】	◆たはら21新農業プラン（H25.3策定）

6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
（地域における自立・分散型エネルギー導入促進） ○ 天候などに影響を受けるため補助的な利用に限定されるなどの課題はあるが、エネルギー供給源の多様化のためにも太陽光発電など再生可能エネルギーの導入は重要であり、自立・分散型電源の確保として引き続き導入を推進する必要がある。 （受援体制の整備） ○ 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。	◆公共・公的施設の太陽光発電 総発電出力 約 370kW（67 施設）（H27.9） ◆相互応援協定 多治見市、宮田村、松本市、苦小牧市、宮若市、三遠南信地域（26 市村）、豊鳴協議会（11 市町村）

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
（上水道施設の耐震化等） ○ 市内の水道管の多くは、昭和 40 年代後半から 50 年代前半に敷設され、老朽化が進んでいるため早急かつ計画的に更新が必要である。 ○ 配水施設に自家発電装置は備えているが、長期間には対応していないため、必要な電気エネルギーの確保について検討する必要がある。 （応急給水体制の強化） ○ 給水施設が被災することにより、送水できないことが考えられるため、応急給水計画の見直し等、給水車等応急給水体制を強化する必要がある。 ○ 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。 （上下水道災害応援体制の整備） ○ 災害その他非常の場合における災害応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）について、田原市上下水道工事業協同組合と平成 16 年度に協定を締結したが、応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、市及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難であり、必要な資材等の確保についての検討が必要である。 ＜関係団体の取り組みや意見＞ ● 水資源機構（豊川用水二期事業）では、幹線水路について、平成 11 年度から大規模地震対策と複線化を目的として整備を進めてきており、平成 27 年度までに幹線水路全体の 2/3 の対策が完了する予定である。残りの 1/3 が未対策となっているため平成 28 年度以降も引き続き整備を進めていく。【農林水産事務所】	◆耐震適合性がある管の割合（基幹管路） 16.9%（H27.3） ◆応急給水計画改訂（H24.4） ◆上下水道災害応援協定 上下水道工事業協同組合（H16.4）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

[脆弱性評価結果]	[現状値]
(下水道施設の整備) ○ 施設の老朽化対策として、計画的な改築・更新により長寿命化を図るとともに、津波、高潮等による浸水被害の防止を図り、施設の継続的な機能確保を図る必要がある。 (下水道業務継続計画の策定) ○ 被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道BCPを策定する必要がある。 (物資の備蓄) ○ 南海トラフ地震被害予測調査の想定では、避難所避難者数が最大で21,718人と想定されており、避難所トイレの不足が危惧されるため、トイレ処理セット等の備蓄を強化する必要がある。 <関係団体の取り組みや意見> ● 大規模地震の発生に備え、「下水道総合地震対策事業」を活用し、ハード整備と一体となったソフト対策を組み合わせた下水道津波BCPの策定を推進する必要がある。【中部地方整備局】	◆公共下水道長寿命化計画策定（H26.2） ◆簡易版BCP策定済み（H27.2） ◆下水道災害応援協定3事業所（H22.4） ◆マンホールトイレ・組立トイレ 807基 簡易トイレ 12,760袋（H27.3）

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

[脆弱性評価結果]	[現状値]
(道路の整備・保全) ○ 災害発生時には、地域交通ネットワークが分断される恐れがあることから、輸送ルートを確認するため、「田原市道路整備計画」及び「整備プログラム」を策定し、市全域の道路体系について、計画的な整備促進を図る必要がある。 (道路啓開体制の整備) ○ 発災後、途絶した地域交通ネットワークの復旧に向け、迅速な道路啓開が必要となるため、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を図る必要がある。 (陸・海・空の輸送ルート確保の強化) ○ 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を、道路管理者間で共有する必要がある。 ○ 大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港及び衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化等、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推	

進する必要がある。 ○ 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。 ＜関係団体の取り組みや意見＞ ● 南海トラフ地震等の大規模・広域災害を想定し、港湾機能早期回復のため、伊勢湾全体としての機能継続計画（伊勢湾BCP）を検討中（H27年度予定）。【中部地方整備局】	
---	--

6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶	
〔脆弱性評価結果〕	〔現状値〕
（緊急水源井戸の活用） ○ 緊急井戸施設は、市内に4施設あるが、緊急時の飲料水及び雑用水の確保のため、定期的な点検、水質検査等、適正な維持管理をしていく必要がある。 （ため池の耐震化） ○ 市内には、農業用水確保のため150か所のため池があり、大規模災害時には、消火用水や雑用水などの緊急水源として利活用することが考えられる。また、その一部のため池には下流に宅地があるため、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。水源の確保と被害軽減のため、耐震診断、耐震改修を推進する必要がある。	◆耐震調査21か所完了 ハザードマップ4か所 作成完了（H27年度）

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 住宅地での大規模火災の発生	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(一時避難場所としての公園緑地等の整備) ○ 市街地や工業地域において火災が発生した場合、市街地には住宅が密集しており、延焼防止の緑地帯が不足している箇所がある。延焼防止の緑地帯の形成や、地震や火災の際の安全な一時避難場所としての公園緑地の整備が必要である。 (狭あい道路の解消) ○ 火災が起きた際の類焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、また、交通弱者の安全面からも、狭あい道路の解消が必要である。 (耐震性防火水槽の整備) ○ 市内にある防火水槽のうち 147 基は 50 年以上経過し老朽化が進んでおり、大規模災害時には使用不能となる恐れがあることから、消防施設等整備事業計画に基づき、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る必要がある。 (消防団員の確保) ○ 消防団員は、基本団員と機能別団員により、条例に規定する定数を確保しているが、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にある。そのため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団応援事業所制度を取り入れるなど行っているが、団員確保のためには、更に魅力ある消防団づくりが必要である。 (消防団詰所等の整備) ○ 消防団詰所・車庫は、老朽化や待機空間の確保による建替え、津波浸水想定区域外への移設等を行うとともに、装備品の充実など活動環境の整備を行い、消防団の充実強化を図る必要がある。 (自主防災会の充実強化) ○ 災害時に自主防災会が有効に活動できるよう、防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災会の充実強化を図る必要がある。 (農業用燃料タンクの流出防止対策の推進) ○ 農業用燃料タンクの流出及び燃料流出防止対策の推進が必要である。	◆都市公園の供用面積 5.84 ㎡/市民 1 人当たり ◆40 ㎡以上の防火水槽 730 基 うち耐震性防火水槽 296 基 (H27. 4) ◆消防団の条例定数 720 人 充足率 100% 基本団員 684 人 機能別団員 36 人 (H27. 4) ◆津波浸水想定区域内の消防団詰所・車庫 2 施設 (H27. 4) ◆自主防災会数 103 組織率 100% ◆浸水想定区域内の農業用燃料タンク 1,701 本 (H27. 10)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(河川・海岸堤防の耐震化等の推進) ○ 津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。	

7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(排水施設の耐震対策) ○ 市内の農業用排水機場の主要なものの耐震診断は実施しているが、今後、改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る必要がある。 ○ 経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める必要がある。 (ため池の耐震化) ○ 市内の農業用ため池は、150 か所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。	◆耐震調査21か所完了 ハザードマップ4か所 作成完了（H27年度）

＜関係団体の取り組みや意見＞ ● ダムや排水機場、樋門・樋管等の河川管理施設は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるが、その多くが設置から40年以上経過していることから、計画的な維持管理を行う必要があるため長寿命化計画を策定し機能確保に努める。【中部地方整備局】 ● 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の耐震化、農業排水路の整備を推進する（排水機場3か所、排水路の耐震化2.6km）。【農林水産事務所】 ● 決壊した場合に、下流の人家等に大きな被害が生じる危険性があるため池のうち、耐震性の確認が未了のため池について、耐震診断を実施する（7か所）。また、老朽化が著しいものや耐震性が不足しているものについて、耐震化の整備を推進する（3か所）。【農林水産事務所】 ● 決壊した場合に、下流の人家等に大きな被害が生じる危険性があるため池について、ハザードマップを作成する（22か所）。【農林水産事務所】 ● 小塩津池は、水資源機構所有の農業用ため池であり、耐震性能が不足していることが判明した。池周辺には、優良農地が広がり、数多くのハウスや集落があることから、堤体が被災した場合、浸水域が家屋まで及び、二次被害も心配されるため豊川用水二期事業に追加して整備を進めていく。【農林水産事務所】	
--	--

7-5 有害物質の大規模拡散・流出	
〔脆弱性評価結果〕	〔現状値〕
（有害物質の漏えい対策） ○ 不測の事態に備えての防災訓練や防除設備の耐震補強を、有害物質使用事業者へ周知する必要がある。 ＜関係団体の取り組みや意見＞ ● 有害物質（強アルカリ洗浄液など）の流出のおそれのある箇所について、防波堤（壁）及び溜め桝を設置済みである。【トヨタ自動車】	

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
〔脆弱性評価結果〕	〔現状値〕
（農地・農業水利施設等の保全管理） ○ 農村地域の高齢化、混在化等の進行に伴う集落機能の低下により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加している。そのため、地域の自主性をいかした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。 （農業基盤等の整備） ○ 農地の荒廃による被害を軽減させるため、担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する必要がある。 （森林の保全管理） ○ 地域が中心となり、手入れがされていない森林についても保全整備の推進を図っているが、全ての地域が一体となって森林を保全する意識の向上が必要である。また、森林の保全に係る様々な活動を行う上で、森林へのアクセスや車両走行の安全性の向上を目的に林道のアスファルト舗装化を進める必要がある。	◆間伐、草刈り、道路補修実施（H26年度） ◆林道衣笠線施工3,420m（H26年度）

(土砂災害の防止) ○ 広域的に発生する土砂災害に対しては、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。	
---	--

7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化) ○ 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。	

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(受援体制の整備) ○ 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。 (災害廃棄物処理計画の策定) ○ 災害廃棄物の仮置場や災害廃棄物処理体制、運搬ルートなど十分検討されていないため、災害廃棄物処理計画の策定が必要である。 <関係団体の取り組みや意見> ● 工場内で大量発生した災害廃棄物の一時保管場所を、厚生センターグラウンドを指定。【トヨタ自動車】	◆相互応援協定 多治見市、宮田村、松本市、苦小牧市、宮若市、三遠南信地域（26 市村）、嚶鳴協議会（11 市町村） ◆災害廃棄物処理計画の策定 27 年度

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(受援体制の整備) ○ 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制の構築が必要である。 (防災ボランティアコーディネーターの育成) ○ 災害時に、被災者ニーズとボランティアとの調整役となる防災ボランティアコーディネーターを養成しているが、コーディネーター自身が被災する可能性もあるため、多くの受講者の確保と、コーディネーターの更なるレベルアップが必要である。 ○ 災害時にボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう多くのコーディネーターが参加して実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を行う必要がある。 (応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成) ○ 被災建築物や被災宅地について余震等による二次災害を防ぐため、愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める必要がある。 (要配慮者支援体制の整備) ○ 介護認定者、認知症高齢者、障害者等の要配慮者の家族等が、復旧・復興作業に従事するため、必要な介護等の提供体制を確保する必要がある、市内事業所と災害時応援協定を結んでいるが、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える必要がある。	◆相互応援協定 多治見市、宮田村、松本市、苦小牧市、宮若市、三遠南信地域（26 市村）、嚶鳴協議会（11 市町村） ◆ボランティアコーディネーター養成講座、フォローアップ講座 各1回開催（H26 年度） ◆市職員の登録数 応急危険度判定士 14 名 被災宅地危険度判定士 16 名（H27. 12）

(震災復興都市計画模擬訓練の実施) ○ 震災復興都市計画の作成について、愛知県で毎年模擬訓練を開催しており、当市の職員も訓練に参加している。市においても、津波浸水想定区域にて、事前復興まちづくり模擬訓練を実施し、被災時に迅速に対応できる体制を整える必要がある。 (教員の防災意識の向上) ○ 児童・生徒への防災教育の主たる担い手である教員の防災意識の向上を図る必要がある。 ○ 学校に多くの住民が避難してきた場合、体育館等だけでは収容しきれず、教室を開放しなくてはならない場合が考えられる。その判断や対応について、学校の職員がすべきことを周知しておく必要がある。 ＜関係団体の取り組みや意見＞ ● TEC-FORCE（リエゾン含む）を派遣する国土交通省の各機関は、あらかじめ TEC-FORCE 活動計画の策定及び各機関の派遣要領に基づく派遣体制を確立する必要がある。【中部地方整備局】 ● 企業防災担当者の資質向上と、意識高揚を図る目的のほか、災害時に行政機能の喪失に陥った状況下で、各企業が能動的に行動することも目的として、企業防災ワークショップを開催し、企業の役割等に対する共通認識に努めている。【臨海企業懇話会】	◆模擬訓練参加 1回／年（H27年度）
---	--------------------------------

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(地域コミュニティの活性化) ○ 地域コミュニティの基本は家庭や隣近所であり、地域の課題を解決していくのが自治会である。避難所生活を含め、災害時には隣近所の助け合いが重要であるため、日頃から自治会活動を通じ親睦を図る必要があるが、全国的に自治会加入率が低下傾向にあるため、自治会活動の活性化支援を図るとともに、役割やその重要性について啓発し、自治会加入促進をする必要がある。 ○ 女性等の生活に配慮した地域コミュニティの維持を図る必要がある。 (自主防災会の充実強化) ○ 災害時に自主防災会が有効に活動できるよう、防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等整備に対する助成等、自主防災会の充実強化を図る必要がある。 (地域と協働で実施する防災キャンプ) ○ 地域の防災について学び、避難所となる体育館等で宿泊体験をすることにより、自らの身を守ることや、災害が起きたときにどのような行動をとったらよいかを考える力を向上させること、子どもへの防災教育を通じ保護者の防災意識の高揚を図ることを目的に、小学校で防災キャンプを実施している。開催に当たっては、学校行事との日程調整が困難な状況となっているものの、親子、地域で防災について考える良い機会であるため、多くの学校に普及していく必要がある。 (地区集会所等の耐震化) ○ 自主防災活動や地域コミュニティ活動の拠点である地区集会所等の耐震診断を行い、必要な建物には耐震改修補助を行っているが、耐震改修や建替えは地域で行うものであるため、費用の問題もある	◆自治会加入率 88% (H27.3) ◆防災備品等購入支援 (補助率 2/3 上限 30万円) ◆防災キャンプ実施校数 5校 (H27年度) ◆地区集会所等の耐震化率 木造 91%、非木造

が、耐震化の促進を図る必要がある。	56% (H27. 3)
<関係団体の取り組みや意見> ● 地域コミュニティをベースとして、市内 103 の自主防災会を組織し、地域に合わせた訓練や講習会、資機材等の備蓄を行っている。 【地域コミュニティ連合会】	

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(災害時における地域モビリティの確保) ○ 災害発生後の市民生活の安全・質等を確保するため、災害時における公共交通関係者等との連携・協力体制の構築など、地域にあるモビリティを確保する必要がある。 (道路等の震災対策) ○ 災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震対策、港湾施設の地震対策の強化を進める必要がある。 (河川・海岸堤防等の耐震化等の推進) ○ 幹線交通分断等を防ぐため、河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。 (上下水道災害応援体制の整備) ○ 災害その他非常の場合における災害応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）について、田原市上下水道工事業協同組合と平成 16 年度に協定を締結したが、応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、市及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難であり、必要な資材等の確保についての検討が必要である。 (地籍調査の推進) ○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備の推進が必要である。	◆下水道災害応援協定 3 事業所 (H22. 4) ◆地籍調査 28.5% (休止中) 都市部官民境界基本 調査 1.52km ²

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
[脆弱性評価結果]	[現状値]
(内水・高潮ハザードマップの作成) ○ 近年、各地で多発する集中豪雨や、大型化する台風による浸水の恐れもあるため、内水については調査を行い、ハザードマップの作成・配布による周知が必要である。高潮については、平成 26 年 11 月に愛知県から公表された高潮浸水想定に基づき、ハザードマップを作成・配布による周知が必要である。 (排水施設の浸水対策) ○ 浸水対策施設であるポンプ場を、津波、高潮等による施設への浸水被害の防止を図り、施設の継続的な機能確保を図る必要がある。 ○ 液状化の発生が想定される緊急輸送道路において、災害時の円滑な通行を確保するため、液状化による排水路の管きよの抜けや破損、	

マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する必要がある。 (ため池の耐震化) ○ 市内の農業用ため池は、150 か所あるが、その一部のため池は下流に宅地があり、万一決壊した場合、下流の人家に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ため池の耐震診断、耐震改修を推進し、併せてハザードマップの作成等のソフト対策も充実させる必要がある。 (河川・海岸堤防等の耐震化等の推進) ○ 河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。 ＜関係団体の取り組みや意見＞ ● 人命救助・孤立避難者の救出・早期の復旧復興等の為の広域支援ルートの確保のため、関係機関と協議して計画し、その訓練を行うことが必要である。【中部地方整備局】	◆耐震調査 21 か所完了 ハザードマップ 4 か所 作成完了 (H27 年度)
---	---

2 田原市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく田原市国土強靱化地域計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）の策定に当たり、田原市国土強靱化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国土強靱化地域計画の策定に関すること。
- (2) その他国土強靱化に係る重要事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が指名する者とする。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、職務上関連のある者を代理者として出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(検討ワーキング会議等)

第8条 委員会は、必要に応じて、検討ワーキング会議等を設置することがで

きる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、防災局防災対策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3 田原市国土強靱化地域計画検討委員会委員名簿

任期：平成27年8月5日～平成29年8月4日

職名	氏 名	役 職 等
委員長	奥野 信宏	学校法人梅村学園 理事
委員	竹下 康則	国土交通省中部地方整備局企画部広域計画課 課長 (平成28年4月1日～) 課長 森山幸司
委員	鈴木 信昭	国土交通省中部地方整備局三河港湾事務所 所長
委員	浅田 和男	愛知県東三河総局県民環境部 部長 (平成28年4月1日～) 部長 三輪哲久
委員	土方 英二	愛知県東三河農林水産事務所 所長 (平成28年4月1日～) 所長 中村直文
委員	山口 豊	愛知県東三河建設事務所 所長
委員	佐守 真人	愛知県三河港務所 所長
委員	鈴木 博	田原市地域コミュニティ連合会 会長 (平成28年4月20日～) 会長 村上 誠
委員	山田 俊郎	田原臨海企業懇話会 会長
委員	中神 享三	愛知みなみ農業協同組合 代表理事組合長
委員	河合 利則	田原市商工会 会長
委員	石本 健一	渥美商工会 会長
委員	山崎 義雄	トヨタ自動車株式会社田原工場 工務部長
委員	藤井 正剛	田原市 副市長 (平成28年4月1日～) 副市長 鈴木正直

※(平成28年4月1日～) 委員会の庶務は防災局防災対策課。

4 田原市国土強靱化地域計画策定検討経緯

年 月 日	検討内容
平成 27 年 8 月 3 日	部長会議 ○地域計画の策定について
平成 27 年 8 月 5 日	第 1 回検討委員会 ○田原市国土強靱化地域計画の策定について
平成 27 年 10 月 26 日	第 2 回検討委員会 ○脆弱性評価案について
平成 27 年 12 月 8 日	部長会議 ○田原市国土強靱化地域計画素案について
平成 27 年 12 月 14 日	庁内調整会議 ○田原市国土強靱化アクションプランの調整
平成 28 年 1 月 25 日	部長会議 ○田原市国土強靱化地域計画案について
平成 28 年 1 月 29 日	第 3 回検討委員会 ○田原市国土強靱化地域計画案について
平成 28 年 3 月 31 日	第 4 回検討委員会（書面会議） ○パブリックコメントの結果について ○田原市国土強靱化地域計画案について
平成 28 年 4 月 20 日	田原市国土強靱化地域計画策定

田原市地域強靱化計画

発行・編集 田原市防災局防災対策課

愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

TEL 0531-23-3548

FAX 0531-23-0180

発行年月 平成 28 年 4 月